

カテゴリー9—航空宇宙及び推進装置

A. “最終品目”、“装置”、“附属品”、“アタッチメント”、“部品”、“部分品”、及び“システム”

注意：中性子又は過渡的な電離放射線に耐えるように設計又は定格された推進装置については、米国防軍需品リスト22 CFR part 121を参照のこと。

9A001 航空機用のガスタービンエンジンであって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照) 許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control(s)	Country Chart
NS エントリー全体に適用される。	NS Column 1
MTは、9A101でリストされる特性に合致するエンジンにのみ適用される。	MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：9A101及び9A991も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. 9E003. a、9E003. h、若しくは9E003. iで規制されているいずれかの“技術”を用いたもの；又は

注1：9A001. a は、次のすべてに合致する航空機用のガスタービンエンジンについては、規制しない：
a. § 743付則 1に掲載されているワッセナーアレンジメント参加国の1か国以上の国の民間航空機関が証明したもの；及び

b. 民生用有人“航空機”の動力供給用ガスタービンエンジンであって、§ 743付則 1に掲載されているワッセナーアレンジメント参加国の1か国以上の国の民間航空機関から次のいずれかの文書を発行されたもの：

b. 1. 民間航空機としての型式証明；又は

b. 2. 型式証明と同等の文書であって、国際民間航空機関（iCAO）の承認を受けたもの。

注2：9A001. aは、補助動力装置（APU）のために設計された航空機用のガスタービンエンジンであって、ワッセナーアレンジメント参加国（EAR § 743付則 1参照）の民間航空機関により承認されたものには適用されない。

b. マッハ数が1以上の速度における巡航時間が30分を超えるように設計した“航空機”に動力を供給するために設計したもの。

9A002 液体燃料を使用するように設計した‘船舶用のガスタービンエンジン’であって、次のすべてに該当するもの(規制品目リスト参照)、並びにそれらのために“特別に設計した”組立品及び“部分品”：‘船舶用のガスタービンエンジン’であって、ISO規格における連続定格出力が24,245キロワット以上で、かつ、1キロワット時当たりの燃料消費量がISO規格における連続定格出力の35%以上100%以下の範囲において0.219kg以下のもの、並びにこれらのために“特別に設計した”組立品及び“部分品” 許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control(s)	Country Chart
NS エントリー全体に適用される。	NS Column 2
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$5000

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

用語“船舶用のガスタービンエンジン”には、船舶の発電又は推進のために適合させた産業用又は航空機転用ガスタービンエンジンを含む。

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

a. ISO 3977-2:1997（又は同等の国家規格）が定める比較基準条件での“定常状態”で動作する場合の最大連続出力が24,245 kW以上のもの；

b. 液体燃料の使用時の‘補正燃料消費量’が最大連続

出力の35%において0.219 kg/kWh以下のもの。

注：用語‘船舶用のガスタービンエンジン’には、船舶の発電若しくは推進に適合したガスタービンエンジンであって、産業用のもの又は航空機用ガスタービンエンジンから派生したものを含む。

Technical Note：9A002でいうところにおいて、‘修正燃料消費量’とは、42MJ/kgの正味の比エネルギー（正味の発熱量をいう）（ISO 3977-2:1997）を有する船舶用に蒸留した液体燃料に補正したエンジンの燃料消費量をいう。

9A003 ガスタービンエンジンの組立品又は“部分品”であって、9E003. a、9E003. h若しくは9E003. iで規制される“技術”のいずれかを用いたもののうち、次のいずれかに該当する航空機用のガスタービンエンジンに使用するように“特別に設計した”もの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control (s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$5000

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- a. 9A001で規制されるもの；又は
- b. 設計した又は製造する原産国が、ワッセナーアレンジメント参加国（EAR § 743付則 1参照）ではないもの又は製造業者に知られていないもの。

9A004 宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体、“宇宙空間用の飛しょう体”、“宇宙空間用の飛しょう体のバス”、“宇宙空間用の飛しょう体のペイロード”、“宇宙空間用の飛しょう体”用の搭載システム又は搭載装置、及び地上支援装置、及び打上げ

プラットフォームであって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control (s) Country Chart

NS 9A004. g、. u、. v、. w及び NS Column 1

. xに適用される。

AT 9A004. g、. u、. v、. w及び AT Column 1

. xに適用される。

輸出許可要求事項の注釈：9A004. bから. fは、ECCN 9A515で規制される。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) 9A104、9A515、及び9B515も参照のこと。

(2) このエントリーで規制される品目に係る技術について、ECCN 9E001（“開発”）及び9E002（“製造”）を参照のこと。

(3) 宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体についてはUSMLのカテゴリーIVを、また、その他の宇宙空間用の飛しょう体であって、“ITARの対象”となるものについてはUSMLのカテゴリーXVを参照のこと（22 CFR § 120から § 130参照）。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体；
- b. “宇宙空間用の飛しょう体”；
- c. “宇宙空間用の飛しょう体のバス”；
- d. “宇宙空間用の飛しょう体のペイロード”であって、3A001. b. 1. a. 4、3A002. g、5A001. a. 1、5A001. b. 3、5A002. c、5A002. e、6A002. a. 1、6A002. a. 2、6A002. b、6A002. d、6A003. b、6A004. c、6A004. e、6A008. d、6A008. e、6A008. k、6A008. l又は9A010. cで指定される品目が組み込まれたもの；
- e. “宇宙空間用の飛しょう体”のために“特別に設計した”搭載システム又は搭載装置であって、次のいず

れかの機能を有するもの：

e. 1. '遠隔指令又は遠隔測定データ処理'；

注：9A004. e. 1でいうところにおいて、'遠隔指令又は遠隔測定データ処理'には、バスデータの管理、保管、及び処理を含む。

e. 2. 'ペイロードデータ処理'；又は

注：9A004. e. 2でいうところにおいて、'ペイロードデータ処理'にはペイロードデータの管理、保管、及び処理を含む。

e. 3. '姿勢及び軌道の制御'；

注：9A004. e. 3でいうところにおいて、'姿勢及び軌道の制御'には、"宇宙空間用の飛しょう体"の位置及び方向を決定し、制御するためのセンサーによる計測及び動作を含む。

注意 軍事用に特別に設計された装置については、"ITARの対象"である。22 CFR § 120から § 130を参照のこと。

~~f. "宇宙空間用の飛しょう体"若しくはその打上げ用の飛しょう体の制御又はこれらの作動状態の監視のために必要な装置であって、地上に設置するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの：~~

- ~~f. 1. 無線遠隔制御装置及び無線遠隔測定装置；
f. 2. シミュレーター。~~

f. "宇宙空間用の飛しょう体"若しくはその打上げ用の飛しょう体の制御又はこれらの作動状態の監視のために必要な装置であって、地上に設置するように"特別に設計した"もののうち、次のいずれかに該当するもの：

f. 1. 無線遠隔制御装置又は無線遠隔測定装置であって、次のいずれかに掲げるデータ処理機能を有するように"特別に設計した"もの：

f. 1. a. "宇宙空間用の飛しょう体のバス"の稼働状況（健全性及び安全性状態としても知られている）を監視するための無線遠隔測定データのフレーム同期及びエラー訂正処理；又は

f. 1. b. "宇宙空間用の飛しょう体のバス"を制御するために"宇宙空間用の飛しょう体"に送られる指令データのフォーマッティング処理；

f. 2. "宇宙空間用の飛しょう体"の'運用手順の検証'用に"特別に設計した"シミュレーター。

Technical Note：9A004. f. 2でいうところに

において、'運用手順の検証'とは、次のいずれかに該当するものをいう：

1. 指令の順序の確認；
2. 運用訓練；
3. 運用の予行練習；又は
4. 運用解析。

g. 宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体の打上げプラットフォームとなるように"特別に設計"又は改造した"航空機"

~~h. から t. [Reserved]~~

u. アメリカ航空宇宙局(NASA)の管理のもとに開発、打ち上げ、及び運用されているジェイムズ・ウェッブ宇宙望遠鏡(JWST)。

v. ジェイムズ・ウェッブ宇宙望遠鏡のために"特別に設計された""部品"、"部分品"、"附属品"、及び"アタッチメント"(次のいずれかに該当するものを除く)：

- v. 1. USMLで列挙若しくは規制されているもの；
- v. 2. マイクロエレクトロニクス回路；
- v. 3. ECCN 7A004若しくは7A104で規定されるもの；又は
- v. 4. 規制基準として"宇宙用に設計された"を含むECCNで規定されているもの。

w. 開発中の国際宇宙ステーションであって、米国航空宇宙局の管理下において打上げられ、運用されるもの。

x. 国際宇宙ステーションのために"特別に設計された""部品"、"部分品"、"附属品"及び"アタッチメント"。

y. 本項が適用できなければECCN 9A004. v又は. xの適用範囲内にあるが、§ 748. 3(e)に基づいて § 748. 3(e)に基づく各省庁間で明確にされた貨物番号分類(CCATS)において、9A004. yでの規制が正当化されるとして特定されたもの。

9A005 液体ロケット推進装置であって、9A006で規制される装置又は"部分品"を内蔵するもの（これらの品目は、"ITARの対象"である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。))

9A006 液体ロケット推進装置のために"特別に設

計した“装置及び”部分品”（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

9A007 固体ロケット推進装置（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

9A008 固体ロケット推進装置のために“特別に設計した”“部分品”（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

9A009 ハイブリッドロケット推進装置（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

9A010 打上げ用の飛しょう体、打上げ用の飛しょう体の推進装置又は“宇宙空間用の飛しょう体”のために“特別に設計した”“部品”、“部分品”、装置及び構造物（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

規制品目リスト

品目：

a. 打上げ用の飛しょう体のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”及び構造物（重量が10キログラムを超えるもの）であって、次のいずれかに該当する材料を使用して製造されたもの：

a. 1. 1C010. eで指定される“プリプレグ又はプリフォーム”からなる“複合材料”及び1C008又は1C009. bで指定される樹脂；

a. 2. 金属“マトリックス”“複合材料”であって、次のいずれかで補強されたもの：

a. 2. a. 1C007で指定される物質；

a. 2. b. 1C010で指定される“繊維”；又は

a. 2. c. 1C002. aで指定されるアルミニウムの化合物；或いは

a. 3. 1C007で指定されるセラミック“マトリックス”“複合”材料；

注：ノーズコーンに関しては、上記重量除外区分は適用されない。

b. 9A005から9A009で指定される打上げ用の飛しょう

体の推進装置のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”及び構造物であって、次のいずれかに該当する材料を使用して製造されたもの：

1C010. eで指定される“繊維”からなる“複合材料”及び1C008又は1C009. bで指定される樹脂；

b. 2. 次のいずれかに該当する材料により強化された金属“マトリックス”“複合材料”：

b. 2. a. 1C007で指定される材料；

b. 2. b. 1C010で指定される“繊維”；又は

b. 2. c. 1C002. aで指定されるアルミニウムの化合物となっている合金；或いは

b. 3. 1C007で指定されるセラミック“マトリックス”“複合”材料；

c. “宇宙空間用の飛しょう体”の構造体の動的応答又はねじれを能動的に制御するために特別に設計した構造体用部分品及びアイソレーションシステム；

d. 液体パルスロケットエンジンであって、推力重量比が1キロニュートン/kg以上のもののうち、応答時間（起動時から定格総推力の90%に達するまでに必要な時間）が30ミリ秒未満のもの。

9A011 ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン又は複合サイクルエンジン及びこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

9A012 “無人航空機”（“UAV”）、無人“飛行船”、附属装置及び“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control (s)	Country Chart
NS エントリー全体に適用される。	NS Column 1
MT 非軍事用の無人航空機（UAV）及び遠隔操縦機（RPV）であって、最大航続距離が、ペイロードに関係なく、300km以上の能力を有するもの、並びに9A120の要件を満たすUAV	MT Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：米国軍需品リストのカテゴリーⅧを参照のこと (22 CFR part 121)。ECCN 9A610及びEAR § 744.3についても参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. “UAV”又は無人“飛行船”であって、’操縦者’の直接的な’視覚’に頼ることなく制御された飛行を行うように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. 次のすべてに該当するもの：

a. 1. a. 最大’航続時間’が30分以上1時間未満のもの；かつ

a. 1. b. 46.3 km/h (25ノット)の速度以上の突風の中で離陸し安定した制御飛行が可能なもの；又は

a. 2. 最大’航続時間’が1時間以上のもの；

Technical Notes：

1. 9A012. aででいうところにおいて、’操縦者’とは、“UAV”又は無人“航空機”の飛行を開始する又は指令を出す者をいう。

2. 9A012. aでいうところにおいて、’航続時間’は、無風の平均海水面におけるISA[国際標準大気]条件 (ISO 2533:1975) に対して計算される。

3. 9A012. aでいうところにおいて、’視覚’とは、レンズで矯正された又は強制されていない肉眼の視力をいう。

b. 附属装置及び“部分品”であって、次のいずれかに該当するもの：

b. 1. [Reserved]

b. 2. [Reserved]

b. 3. 有人“飛行機”又は無人“飛行船”を9A012. a. で規制される“UAV”又は無人“飛行船”に変換するように“特別に設計した”装置又は“部分品”。

b. 4. “UAV”又は無人“飛行船”を15,240m (50,000フィート)の高度を超えて飛行させることができる

ように“特別に設計”又は改造された空気吸入式のレシプロエンジン又は内燃式のロータリーエンジン。

~~b. 5. 空気圧式、油圧式、機械式、電子光学式又は電気機械式の飛行制御装置(フライバイワイヤシステム及びフライバイライトシステムを含む)及び姿勢制御装置であって、ECCN 9A012. で規制されるUAV又はドローンのうち、500kg以上のペイロードを300km以上運搬することができるものために設計又は改造されたもの。~~

9A018 ワッセナーアレンジメントの軍需品リストに掲載されている装置(規制品目リスト参照)

(a) 航空機、燃料補給機、地上用装置、パラシュート、ハーネス、及び計器飛行訓練装置、に加えて、上記のための“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であって、2013年10月15日の直前に9A018. a. 1.、. a. 3.、. c.、. d.、. e.、又は. f.に番号分類されていたものについては、ECCN 9A610を参照のこと。

(b) 軍用訓練機用のターボプロップエンジン並びにこれらのための“部品”及び“部分品”であって、2013年10月15日の直前にECCN 9A018. a. 2又はa. 3に番号分類されていたものについては、ECCN9A619を参照のこと。

(c) 特定の装甲された陸上輸送車両であって、2014年1月6日以前にECCN 9A018. bに番号分類されていたものについては、ECCN 0A606. bを参照のこと。

9A101 ターボジェットエンジン及びターボファンエンジン(9A001で規制されるものを除く)であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV : 適用できない。

規制品目リスト

関連規制 :

9A101. bは、非軍用無人航空機 (UAVs) 又は遠隔操縦機 (RPVs) 用のエンジンのみを規制し、“ミサイル”で用いるように設計又は改造したその他のエンジンについては規制しない、これらは、“ITARの対象”である (22 CFR § 120から § 130を参照のこと)。

関連定義 : 9A101. a. 1における‘機体に搭載されていない状態における最大推力’とは、機体にエンジンを搭載しない状態で測定された最大の推力をいう。型式証明で示される最大推力は、それ以下となる。

品目 :

a. エンジンであって、次のすべての特性の両方を有するもの :

a. 1. 機体に搭載されていない状態における‘最大推力’が400ニュートンを超えるもの (機体に搭載されていない状態における‘最大推力’が8,890ニュートンを超えるものであって、民間航空機に使用することを認定したものを除く) ;

a. 2. 海面上におけるICAO (国際民間航空機関) が定める標準大気状態での最大連続推力の燃料消費量が、1時間につき推力1ニュートン当たり0.15キログラム以下のもの ;

a. 3. ‘乾燥重量’が750kg未満のもの ;

a. 4. ‘一段目のローターの直径’が1m未満のもの ;

又は

Technical Notes :

1. 9A101. a. 1における機体に搭載されていない状態における‘最大推力’とは、海面上におけるICAO (国際民間航空機関) が定める標準大気状態において機体にエンジンを搭載しない状態で測定された最大の推力をいう。民間型の型式証明で示される最大推力は、それ以下となる。

2. ‘乾燥重量’は、燃料、圧力油、オイルその他の液体がない状態のエンジンの重量であって、ハウジングの重量は含まない。

3. ‘一段目のローターの直径’は、ブレードチップの前縁で測定されたファン又は圧縮機の第一段口

ローターの直径をいう。

b. 航続距離が300km以上の“ミサイル”又はUAVで使用するように設計又は改造したエンジン (推力、又は燃料消費量、‘乾燥重量’又は‘一段目のローターの直径’を問わない)。

9A102 MT理由により9A012で規制される品目のために“特別に設計された”ターボプロップエンジン’並びにこれらのために“特別に設計された”部品’及び“部分品”であって、ICAO (国際民間航空機関) の標準大気を用いた海面上における静止状態で、装着しない状態での到達最大出力が10kWを超えるもの (ただし、民間航空機に使用することを認定したエンジンを除く)

許可要求事項

規制理由 : MT、AT

Control (s) Country Chart (§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

規制品目リスト

関連規制 : 9A001及び9A101についても参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9A102のTechnical Note : 9A102でいうところにおいて、‘ターボプロップエンジン’は、次のすべてを組み込んだものである :

- a. ターボシャフトエンジン ; 及び
b. 動力をプロペラに伝達するための動力伝達システム。

9A103 ECCN 1C011, 1C111 で規制される推進薬又は“ミサイル”で使用するための液体推進薬のために“特別に設計した”液体推進薬用のタンク (これらの品目は、“ITARの対象”である (22 CFR § 120から §

130を参照のこと。))

9A104 航続距離が300km以上の探査ロケット（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。))

9A105 液体推進ロケットエンジン（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。))

9A106 “ミサイル”で使用することができるシステム、“部品”又は“部分品”（9A006で規制されるものを除く）であって、液体ロケット推進装置のために“特別に設計した”もののうち、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control (s) Country Chart

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：9A106. a、. b、及び. cで定める品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと）。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 推力室又は燃焼室用のアブレーションライナー；
- b. ロケットのノズル；
- c. 推力の方向を制御するサブシステム；

Technical Note: 9A106. cで規制される推力方向制御の達成方法の例には次のものがある：

1. フレキシブルノズル；
2. 流体若しくは二次ガス噴射；
3. 可動式エンジン若しくはノズル；
4. 排気ガス蒸気の偏向（ジェットベーン若しくはプローブ）；又は

5. 推力方向制御用タブ。

d. 液体状、スラリー状及びゲル状の推進薬（酸化剤を含む）の制御装置並びにこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”であって、周波数範囲が20Hz以上2,000Hz以下で、かつ、加速度の実効値が10g[98m/秒²]を超える振動に耐えることができるように設計又は改造したもの。

注：9A106. dで規制される唯一のサーボ弁、ポンプ及びガスタービンには、以下のものである：

a. 絶対圧力が7メガパスカル以上の状態において1分につき24リットル以上流すことができるように設計したサーボ弁であって、アクチュエータの応答時間が100ミリ秒未満のもの；

b. 液体推進薬用のポンプであって、最大動作時の軸の回転数が8,000rpm以上のもの又は吐出し圧力が7メガパスカル以上のもの；又は

c. 液体推進薬のターボポンプ用のガスタービンであって、最大動作時の軸の回転数が8,000rpm以上のもの。

e. “ミサイル”で使用するよう設計又は改造した飛行制御装置用のサーボ弁であって、周波数範囲が20Hz以上2,000Hz以下の全域において加速度の実効値が10g[98m/秒²]を超える振動に耐えることができるように設計又は改造したもの。

9A107 航続距離が300km以上のロケットに使用することができる固体推進ロケットエンジン（9A007で規制されるものを除く）であって、全力積が841,000ニュートン秒以上1,100,000ニュートン秒未満のもの（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。))

9A108 固体ロケット推進装置の“部品”及び“部分品”（9A008で規制されるものを除く）であって、航続距離が300km以上のロケットで使用することができるもの（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。))

9A109 ハイブリッドロケット推進装置であって、航続距離が300km以上のロケットで使用することができるもの（9A009で規制されるものを除く）、及び

これらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

9A110 9A012の品目のうち、MT理由で規制されるもののために“特別に設計された”複合材料の構造体、積層体及びこれらの製品

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：1A002も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9A111 到達可能“航続距離”が300km以上のロケット、ミサイル又は無人航空機で使用することができるパルスジェットエンジン及びこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

9A115 到達可能“航続距離”が300km以上のロケット、ミサイル、及び無人航空機の運搬、取扱い、制御、作動、及び発射のために設計又は改造した装置、機器及び車両（これらの品目のいくつかはECCN 9A610で規制され、その他のものは“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：米国軍需品リスト（22 CFR part 121）を参照のこと。9A610. uについても参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9A116 “ミサイル”で使用することができる再突入機、及びこれらのために設計又は改造した装置（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

9A117 “ミサイル”で使用することができる多段ロケットの切離し機構、分離機構及びこれらのための段間継手（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

9A118 航続距離が300km以上のロケット、ミサイル及び無人航空機で使用することができるエンジン（9A011又は9A111で規制されるもの）に使用することができる燃焼制御装置（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

9A119 航続距離が300km以上の多段ロケットで使用することができる各段（9A005、9A007、9A009、9A105、9A107及び9A109で規制されるものを除く）（これらの品目は、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

9A120 完備した無人航空機（9A012で指定されているものを除く）であって、次のすべての特性を有するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ECCN 9A012又は米国軍需品リストのカテゴリVIII（22 CFR part 121）を参照のこと。

特定のスプレー装置又は噴霧装置及びこれらのための“部品”及び“部分品”であって、航空機、“軽航空機”又は“UAV（無人航空機）”に適合するために“特別に設計”又は改造したものに対する規制については、ECCN 2B352. iも参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. 次のいずれかに該当するもの：

a. 1. 自律的な飛行制御及び航行能力を有するもの；又は

a. 2. 視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能；及び

b. 次のいずれかに該当するもの：

b. 1. 容量が20リットルを超えるエアゾールを噴霧する装置若しくは機構を組み込んでいるもの；又は

b. 2. 容量が20リットルを超えるエアゾールを噴霧する装置若しくは機構を組み込むように設計若しくは改造したもの。

注：9A120は、娯楽又は競技用に“特別に設計した”模型飛行機については規制しない。

Technical Notes：

1. エアゾールは、大気中に散布される“ペイロード”の一部として、燃料成分以外の微粒子又は液体の副生成物又は添加物から成る。

エアゾールの例には、農薬散布用の農薬及び雲の種まき用（人工降雨のためのもの）のドライケミカルを含む。

2. エアゾール噴霧装置／機構には、大気中へのエアゾールの蓄積及び散布に必要な上記のすべての装置（機械式、電子式、液圧式等）を含む。これには、燃焼排気蒸気及びプロペラ後流へのエアゾールの噴射の可能性を含む。

9A515 “宇宙空間用の飛しょう体”及び関連貨物であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、MT、AT

Control(s)

Country Chart

NS エントリー全体に適用される（. e及び. yを除く）。

NS Column 1

RS エントリー全体に適用される（. e及び. yを除く）。

RS Column 1

RS 9A515. eに適用される。

RS Column 2

MT 核の影響（例えば、電磁パルス(EMP)の影響、X線の影響、爆風と熱が組合わさった影響）より“ミサイル”を防護するために“ミサイル”で“用いることができる

MT Column 1

”9A515. d及び9A515. e. 2に掲げるマイクロエレクトロニクス回路に

適用される。MTは、全力積が841, 000ニュートン秒以上の場合、9A515. hにも適用される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

許可要求事項の注釈：商務省のカントリーチャートは、ECCN 9A515. a. 1.、. a. 2.、. a. 3.、. a. 4.、及び. g. に番号分類される貨物に対する輸出許可要求事項の決定に用いられない。 § 742. 6(a) (8)を参照のこと（この項では、当該貨物が全世界に及ぶ輸出許可要求事項の対象になることを指定している）。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：1, 500ドル

GBS：適用できない

CIV：適用できない

STAIについての特別な条件

STA：

(1) 許可例外STAの(c) (1)項（EAR § 740. 20(c) (1)）は、 § 740. 20(g)（特定の9x515及び“600シリーズ”の品目に対する許可例外STAの適格性請求）に従って許可例外STAの適格性についてBISによって決定されない限り、ECCN 9A515. a. 1.、. a. 2.、. a. 3.、若しくは. a. 4

に掲げる“宇宙空間用の飛しょう体”であって、宇宙ベースのロジスティック、組立て又はサービス（すなわち、“燃料補給）を提供するものに対して使用してはならない。

(2) 許可例外STAは、ECCN 9A515. a. 1、. a. 2、. a. 3、若しくは. a. 4で規制される“宇宙空間用の飛しょう体”が、分離可能な推進装置又は着脱可能な推進装置であって、USMLのカテゴリIV(d) (2) 又はUSMLのカテゴリXV(e) (12) で列挙されるもの及びMTに指定されるものを含む場合、使用してはならない。

(3) 許可例外STAの(c) (2) 項 (EAR § 740. 20(c) (2)) は、9A515のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

宇宙空間用の飛しょう体、打上げ用の飛しょう体及びUSMLに列挙されている関連物品、及びそれらに直接的に関連する技術資料（“ソフトウェア”を含む）、並びに打上げ用の飛しょう体への衛星若しくは宇宙空間用の飛しょう体の組込みに直接的に関連するすべての役務（訓練を含む）（プランニング及び現場でのサポートの双方を含む）、又は打上げの失敗の分析における何らかの援助（訓練を含む）の提供、又はECCN 9A515. aに掲げる品目についての調査は、“ITARの対象”である。その他のすべての“宇宙空間用の飛しょう体”のうち、以下に列挙するもの及び§ 772. 1で定義されるものは、このECCNの規制の対象である。特定の“宇宙用に設計された”品目については、ECCN 3A001、3A002、3A991、3A992、6A002、6A004、6A008、及び6A998、スタートラッカーについては、7A004及び7A104、国際宇宙ステーション（ISS）、ジェイムズ・ウェッブ宇宙望遠鏡（JWST）、及びそれらのために“特別に設計された”部品”及び“部分品”については、9A004についても参照のこと。防衛物品のために“特別に設計された”モノリシックマイクロ波集積回路”（“MMIC”）に対する規制については、USMLのカテゴリXI(c)を参照のこと。高高度を飛行する航空機用に使用される与圧服については、ECCN 9A610. gを参照のこと。高高度を飛行する航空機用に使用される与圧服については、ECCN 9A610. gを参照のこと。

関連定義：

‘マイクロサーキット’とは、デバイスであって、その中に数多くの受動回路素子又は能動回路素子が、ある回路の機能を果たすために連続構造体上に又は連続構造体内に分割できないように結合されたものをいう。

品目：

ECCN 9A515で規定される“宇宙空間用の飛しょう体”及びその他の品目は、たとえ、その品目の不可欠な部品として、その品目に統合された“ITARの対象”となる防衛物品及びその品目に組み込まれた“ITARの対象”となる防衛物品とともに輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）される場合であっても、EARの対象である。その他のすべての場合においては、上記の防衛物品はITARの対象である。たとえば、9A515. aの“宇宙空間用の飛しょう体”は、たとえ、その中に組み込まれたUSMLのカテゴリXV(e) (17) で規定される“相乗りペイロード”とともに輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）される場合であっても、“EARの対象”である。その他のすべての場合においては、USMLのカテゴリXV(a)で規定される機能を果たす“相乗りペイロード”は、常にUSMLの品目である。ITARの対象となる防衛物品の宇宙空間用の飛しょう体からの移動は、ITARに基づく再移転であり、その宇宙空間用の飛しょう体が輸出されているもとなるCCLの認可にかかわらず、ITARの認可が必要である。さらに、宇宙空間用の飛しょう体に内蔵されたITARの対象となる防衛物品に関する技術資料の移転は、ITARの認可が必要となる。

a. “宇宙空間用の飛しょう体”（人工衛星、及び宇宙船を含む）（開発用、実験用、研究用又は科学用のいずれで指定されているかを問わない）であって、USMLのカテゴリXVで列挙されたりECCN 9A004. u又は. wで規定されていないもののうち、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. 電気光学リモートセンシング能力を有し、開口が0. 35m超0. 50m以下のもの；

a. 2. NIR[近赤外線]（すなわち、SWIR[短波長赤外線]、MWIR[中波長赤外線]、若しくはLWIR[長波長赤外線]）を超えるリモートセンシング能力

を有するもの；

a. 3. レーダーリモートセンシング能力を有するもの（例えば、AESA[[アクティブ式フェーズドアレイレーダー]、SAR[合成開口レーダー]、若しくはISAR[逆合成開口レーダ]）であって、中心周波数が1.0GHz以上10.0GHz未満で、かつ、帯域幅が100MHz以上300MHz未満のもの；

a. 4. 他の“宇宙空間用の飛しょう体”の宇宙ベースのロジスティクス、組み立て、若しくはサービスを提供するもの；又は

a. 5. ECCN 9A515. a. 1.、. a. 2.、. a. 3若しくは. a. 4で規定されていないもの。

注：ECCN 9A515. a)には、商業通信衛星、リモートセンシング衛星、惑星探査ローバ、惑星探査・惑星間探査用無人宇宙船、及び宇宙空間居住地であって、ECCN 9A004又はUSMLのカテゴリ－XV(a)では特定されないものを含む。

b. 地上用の制御システム及び訓練用シミュレータであって、9A004. u又は9A515. aの項で規制される“宇宙空間用の飛しょう体”の遠隔計測、追尾、及び制御のために“特別に設計されたもの”。

c. [Reserved]

d. マイクロエレクトロニクス回路（例えば、集積回路、超小型回路、MOSFET）及びディスクリート電子部分品であって、防衛物品、“600シリーズ”の品目、又は9A004. v若しくは9A515で規制される品目のために“特別に設計されたもの”のうち、次の特性のすべてに合致若しくは超えるものとして定格、保証、若しくはその他の形態で指定されたもの：

d. 1. 全吸収線量が 5×10^6 ラド（シリコン換算）（5,000グレイ（シリコン換算））；

d. 2. 障害を発生しない基準での吸収線量率の閾値が、 5×10^8 ラド（シリコン換算）/秒（ 5×10^6 グレイ（シリコン換算）/秒）；

d. 3. 中性子線量が 1×10^{14} n/cm²（1メガ電子ボルト相当）；

d. 4. CREME-MC静止軌道（重イオン束について太陽活動の黒点周期の極小期の環境）について、単事象障害による補正前のエラー率の感度が、 1×10^{-10} エラー/ビット/日以下；並びに

d. 5. 陽子エネルギー50メガ電子ボルトを超えるフルエンスが 1×10^7 protons/cm²に対する単事象障害による補正前のエラー率の感度が、 1×10^{-3} エラー/part以下。

e. マイクロエレクトロニクス回路（例えば、集積回路、超小型回路、MOSFET）及びディスクリート電子部分品であって、USMLのカテゴリ－XVで規制される防衛物品、又は9A004. u若しくは9A515で規制される品目のために“特別に設計されたもの”のうち、e. 1又はe. 2のいずれかの項の特性に合致若しくは超えるものとして定格、保証、若しくはその他の形態で指定されたもの：

e. 1. 全吸収線量が 1×10^5 ラド（シリコン換算）（1,000グレイ（シリコン換算））以上、 5×10^5 ラド（シリコン換算）（5,000グレイ（シリコン換算））未満であって、線エネルギー付与（LET）に対する単一事象効果（SEE）（すなわち、単一事象ラッチアップ（SEL）、単一事象バーンアウト（SEB）、又は単一事象ゲートラプチュア（SEGR））のイミュニティが80メガ電子ボルト-cm²/mg以上のもの。

e. 2. 全吸収線量が 5×10^5 ラド（シリコン換算）（5,000グレイ（シリコン換算））以上のもの（9A515. dで規定されるものを除く）。

9A515. d及び. eの注1：特定用途用集積回路（ASIC）、特定の用途又は機能のために開発及び製造された集積回路であって、防衛物品のために特別に設計又は改造され、通常的に民生用途で使用されないものについては、その特性にかかわらず、USMLのカテゴリ－XI(c)で規制される。

9A515. d及び. eの注2：“EARの対象”となる放射線照射に耐えられるように設計したマイクロエレクトロニクス回路であって、9A515. d又は9A515. eで規制されないものに対する規制については、3A001. aを参照のこと。

f. 海拔55,000フィートの高度で機能することができる与圧服（すなわち、宇宙服）。

g. ECCN 9A515. a. 1から9A515. a. 4で規定される“宇宙空間用の飛しょう体”のために“特別に設計された”リモートセンシング用の部分品であって、

次のいずれかに該当するもの：

g. 1. 宇宙用に設計された光学器械（すなわち、アクティブな特性（例えば、適応可能、変形可能）を有するレンズ、ミラー、メンブレン）であって、最大横開口寸法が0.35m以下のもの；又は最大開口寸法が0.35m超0.50m以下のもの；

g. 2. ECCN 9A515. a. 1、9A515. a. 2、9A515. a. 3、若しくは9A515. a. 4の“宇宙空間用の飛しょう体”のために“特別に設計された”光学台組立品；又は

g. 3. ECCN 9A515. a. 1、9A515. a. 2、9A515. a. 3、若しくは9A515. a. 4の“宇宙空間用の飛しょう体”の機能を実行する主ペイロード、二次ペイロード、若しくはホステッドペイロード。

h. 宇宙空間用の飛しょう体のスラスタであつて、真空推力が150重量ポンド（すなわち、667.23ニュートン）以上の推力を供給する単元推進薬又は二元推進薬を使用するもの。

i. ~~h~~からw. [Reserved]

x. USMLのカテゴリXVで規制される防衛物品又は9A515で規制される品目のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”（次のいずれかに該当するものを除く）：

x. 1. USMLにおいて又は別途ECCN 9A515若しくは9A004の中で列挙若しくは規制されるもの；

x. 2. マイクロエレクトロニクス回路及びディスプレイ電子部分品；

x. 3. ECCN 7A004若しくは7A104で規定されるもの；

x. 4. 規制基準として“宇宙用に設計された”を含むECCN（即ち、3A001. b. 1、3A001. e. 4、3A002. g. 1、3A991. o、3A992. b. 3、6A002. a. 1、6A002. b. 2、6A002. d. 1、6A004. c及び. d、6A008. j. 1、6A998. b、若しくは7A003. d. 2）で規定されているもの；

x. 5. マイクロ波用固体増幅器及びマイクロ波用組立品（これらの品目に対する規制についてはECCN 3A001. b. 4を参照のこと）；

x. 6. 進行波管増幅器（これらの品目に対する規制についてはECCN 3A001. b. 8を参照のこと）；或いは

x. 7. 別途ECCN 9A515. yで指定されるもの。

9A515. xの注：“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であつて、USMLのサブカテゴリXV(e)で指定されるもの又は他のUSMLのカテゴリで列挙されるものは、その項番又はカテゴリの規制の対象である。

y. その他の点ではECCN 9A515. xの適用範囲にある品目であるが、§ 748.3(e)に基づいて、各省庁間での貨物番号分類（CCATS）において、9A515. yでの規制が正当化されるとして特定されたもの。

y. 1. ディスクリート電子部分品（9A515. eで指定されるものを除く）；及び

y. 2. 宇宙グレード又は宇宙空間用の飛しょう体用途向けのサーミスタ；

y. 3. 宇宙グレード又は宇宙空間用の飛しょう体用途向けのRFマイクロ波バンドパスセラミックフィルター（誘電共振器バンドパスフィルター）；

y. 4. 宇宙グレード又は宇宙空間用の飛しょう体用途向けのホール効果センサー；

y. 5. 宇宙グレード又は宇宙空間用の飛しょう体用途向けの超小型（SMA及びSMP）プラグ及びコネクタ、並びにSMAプラグ及びコネクタの付いたTNCプラグ及びコネクタ；並びに

y. 6. 宇宙グレード又は宇宙空間用の飛しょう体用途向けのフライトケーブル組立品。

9A604 打上げ用ロケット、ミサイ、及びロケットに関連する貨物（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、MT、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS	エントリー全体に適用される	NS Column 1
RS	エントリー全体に適用される	RS Column 1
MT	9A604. a、. c、. d、及び. f に適用される。	MT Column 1
AT	エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN	エントリー全体に適用される。	UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明

について § 740を参照のこと)

LVS : 適用できない

GBS : 適用できない

CIV : 適用できない

STAについての特別な条件

STA : 許可例外STAの (c) (2) 項 (EAR § 740.20(c)(2)) は、このECCN 9A604のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制 :

(1) 打上げ用の飛しょう体、ミサイル及びロケットは、ITARの対象である (22 CFR § 121.1 (USMLのカテゴリーIV) を参照のこと)。

(2) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. USMLのカテゴリーIVで規制されるシステムのために“特別に設計された”熱電池”であって、航続距離が300km以上のもの。

b. 熱電池 (9A604. aで規制される熱電池を除く) であって、USMLのカテゴリーIVで規制されるシステムのために“特別に設計された”もの。

c. USMLのカテゴリーIVで規制されるラムジェット、スクラムジェット、パルスジェット、又は複合サイクルエンジンのために“特別に設計された”“部分品” (上記の貨物で燃焼を調整する機器を含む)。

d. USMLのカテゴリーIVで規制されるハイブリッドロケットエンジンのために“特別に設計された”“部分品”であって、航続距離が300km以上のロケット、ミサイル、又は無人航空機で使用可能なもの。

e. USMLのカテゴリーIVで規制される加圧燃焼をベースとする推進装置のために“特別に設計された”“部分品”。

f. USMLのカテゴリーIVで規制される以下の品目のために“特別に設計された”複合材料の構造体、積層体及びこれらの製品 :

f. 1. 航続距離が300km以上のシステム ;

f. 2. 9A604. f. 1. のシステムで使用可能な多段ロ

ケットの各段 ;

f. 3. 固体推進ロケットエンジン若しくはハイブリッドロケットエンジンであって、全力積が841,000ニュートン秒以上のもの ; 又は

f. 4. 液体推進剤推進装置に組み込まれた若しくは組み込まれるように設計された液体推進ロケットエンジンであって、全力積が841,000ニュートン秒以上のもの。

f. 5. 500kg以上のペイロードを300km以上運搬することができるロケット、宇宙空間用の飛しょう体 (SLV)、及びミサイルで使用可能な推力方向制御システム。

f. 6. 500kg以上のペイロードを300km以上運搬することができるロケット、SLV、及びミサイルで使用可能な再突入体又は弾頭用熱遮蔽体。

f. 7. 500kg以上のペイロードを300km以上運搬することができるロケット、SLV、及びミサイルで使用可能な安全機構用、武装用、起爆用、及び発火用の部分品。

g. からw. [Reserved]

x. このECCNの. a項から. d項において規制の対象となる貨物のため、又はUSMLのカテゴリーIVで規制される防衛物品のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であって、USMLの他の箇所指定されていないもの。

9A604. xの注 : USMLのカテゴリーIV (h) で指定される“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”は、その項の規制の対象となる。

9A610 軍用機及び関連貨物 (9A991. aで列挙されているものを除く) (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由 : NS, RS, MT, AT, UN

Control (s)

Country chart

NS エントリー全体に適用される

NS Column 1

(9A610. b ; 9A610. xで規制される部品及び部分品 (9A610. bで規制される航空機で使用するために輸出又は再輸出される場合に限り) ; 及び9A610. yを除く)。

RS エントリー全体に適用される

RS Column 1

(9A610. b ; 9A610. xで規制される部品及び部分品 (9A610. bで規制される航空機で使用するために輸出又は再輸出される場合に限る) ; 及び9A610. yを除く)。

MT 9A610. t, u, .v、及び.wに適用 MT Column 1
される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される UN規制について
(9A610. yを除く)。 は、§ 746. 1(b)
を参照のこと。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと)

LVS : 1, 500ドル

GBS : 適用できない

CIV : 適用できない

STAIについての特別な条件

STA :

(1) 許可例外STAの(c) (1) 項 (EAR § 740. 20(c) (1))
は、 § 740. 20(g) (9x515及び“600シリーズ”の品
目に対する許可例外STAの適格性請求) に従って
許可例外STAの適格性についてBISによって決定
されない限り、9A610. a (すなわち、“最終品目”
の軍用機) のいずれの品目にも使用してはなら
ない。

(2) 許可例外STAの(c) (2) 項 (EAR § 740. 20(c) (2))
は、9A610のいずれの品目にも使用してはなら
ない。

規制品目リスト

関連規制 :

(1) USMLのカテゴリーVIIIに列挙されている軍用
機及び関連物品、並びにこれらに直接的に関連す
る技術資料 (ソフトウェアを含む) は、ITARの対
象となる。

(2) 米国原産の“600シリーズ”で規制される成分
をde minimis量より多く組み込んだ外国製の“軍
用貨物”に対する規制については、ECCN 0A919を
参照のこと。

(3) 軍用機のガスタービンエンジン及び関連品目
に対する規制については、USMLのカテゴリーXIX
及びECCN 9A619を参照のこと。

関連定義 : 本エントリーの.y項において、用語
'流体' には液体及びガスを含む。

品目 :

a. 軍事用途のために“特別に設計された” ‘軍用機’ の
うち、USMLのVIII (a) 項に列挙されていないもの。

注1: . a項でいうところにおいて、用語 ‘軍用機’ と
は、LM-100J型航空機及び軍用に“特別に設計された”
航空機であって、USMLのVIII (a) 項に列挙されてい
ないものをいう。その用語には、以下のものを含む :

練習機 ;

貨物輸送機 ;

多目的固定翼航空機 ;

軍用ヘリコプター ;

偵察機 ;

軍用の非膨張形式の気球及びその他の飛行船並びに
軍用の無人航空機 (原産地[origin]又は基本任務記
号[designation]を問わない)。飛行機能の安全を組
み込むための改造又はその他のFAA[連邦航空局]若
しくはNTSB[国家運輸安全委員会]の改造 (たとえば、
トランスポンダー及び航空データレコーダ) を加え
た航空機は、本項a. でいうところにおいて、改造さ
れていないものとする。

注2: 9A610. aは、以下に該当する ‘軍用機’ につ
いては規制しない :

a. 1946年以前に最初に製造されたもの ;

b. 米国軍需品リストに列挙されている又は別途
規定されている防衛物品を組み込んでいない
もの (ただし、ワッセナーアレンジメント参加
国の安全基準又は耐空性基準を満たすために
当該品目が必要とされる場合を除く) ; かつ

c. 米国軍需品リストに列挙されている又は別途
規定されている兵器を組み込んでいないもの
(ただし、実施不可能で、動作状態に戻すこと
ができない場合を除く)。

b. 2013以前に製造されたL-100型航空機。

c. からd. [Reserved]

e. USMLのカテゴリーVIII (a) 又はECCN 9A610. aのい
ずれかで規制される航空機のための移動式航空機拘
束交戦滑走路システム。

f. USMLのVIII (a) 項又はECCN 9A610. aのいずれかで
規制される航空機のために“特別に設計された”圧力

式給油装置及び限定された区間において運航を支援する装置。

g. 搭乗員生命維持装置、搭乗員安全装置及びUSMLのVIII(a)項又はECCN 9A610. aのいずれかで規制される航空機から緊急脱出するためのその他の機器。

h. USMLのVIII(a)項又はECCN 9A610. aのいずれかで規制される航空機で使用するために“特別に設計された”パラシュート、パラグライダー、全面パラシュートキャノピー、ハーネス、プラットホーム、電子開放装置、並びに軍用の高高度パラシュートのために“特別に設計された”装置（たとえば、全身防護服、特殊ヘルメット、呼吸装置及びナビゲーション装置）。

i. パラシュートで降下する積荷のために設計された開傘制御装置又は自動操縦装置。

j. 軍によって使用するために“特別に設計された”地面効果機（GEMS[ホバークラフト]（表面効果機及びエアクッションビークルを含む））。

k. からs. [Reserved]

t. USMLのカテゴリ-VIII(a)で規制される無人航空機（航続距離が300km以上のものに限る）のために“特別に設計された”複合材料の構造体、積層体、及びこれらの製品。

. t項の注：USMLのカテゴリ-VIII(a)で規制される無人航空機（最大航続距離が300km未満のものに限る）のために“特別に設計された”複合材料の構造体、積層体、及びそれらの製品は、本エントリーの.x項で規制される。

u. USMLのVIII(a)項又はECCN 9A610. aのいずれかで規制されるUAV又はドローンであって、航続距離が300km以上のものの取扱い、制御、起動及び非艦載型の発射のために“特別に設計された”装置及び機器。

. u項の注：USMLのVIII(a)項又はECCN 9A610. aのいずれかで規制されるUAV又はドローンであって、航続距離が300km未満のもの取扱い、制御、起動及び非艦載型の発射のために“特別に設計された”装置及び機器は、本エントリーの.x項で規制される。

v. USMLのVIII(a)項又はECCN 9A610. aのいずれかで規制されるUAV又はドローンであって、500kg以上のペイロードを300km以上運搬することができるもので使用するために設計又は改造されたレーダー高度

計。

. v項の注：USMLのVIII(a)項又はECCN 9A610. aのいずれかで規制されるUAV又はドローンであって、500kg以上のペイロードを300km以上運搬することができないものを使用するために設計又は改造されたレーダー高度計は、本エントリーの.x項で規制される。

w. 1. USMLのVIII(a)項又はECCN 9A610. aのいずれかで規制されるUAV又はドローンであって、500kg以上のペイロードを300km以上運搬することができるものために設計又は改造された空気圧式、油圧式、機械式、電気光学式又は電気機械式飛行制御システム（フライバイワイヤーシステム及びフライバイライトシステムを含む）及び姿勢制御装置。

. w. 1項の注：USMLのVIII(a)項又はECCN 9A610. aのいずれかで規制されるUAV又はドローンであって、500kg以上のペイロードを300km以上運搬することができるものために設計又は改造された空気圧式、油圧式、機械式、電気光学式又は電気機械式飛行制御システム（フライバイワイヤーシステム及びフライバイライトシステムを含む）及び姿勢制御装置は、本エントリーの.x項で規制される。

w. 2. 9A610. w. 1に掲げるシステムのために設計又は改造した飛行制御装置用のサーボ弁であって、周波数範囲が20Hz以上2,000Hz以下の全域において加速度の実効値が10g[98m/秒²]を超える振動に耐えることができるように設計又は改造したもの。

. w項の注：9A610. w. 1及び9A610. w. 2項には、有人航空機を無人航空機として運行することができるように設計又は改造されたシステム、装置及び弁を含む。

x. ECCN 9A610（9A610.yを除く）で列挙又は別途規定される貨物又はUSMLのカテゴリ-VIIIで列挙又は別途規定される防衛物品であって、USML又はECCN 9A610.y、9A619.y、若しくは3A611で別途指定されていないものために“特別に設計された”部品、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”。

y. 本ECCN、ECCN 9A619の規制の対象となる貨物、又はUSMLのカテゴリ-VIII若しくはXIXの中の防衛物品のうち、USML又はCCLの他の箇所指定されていないもの、並びに軍事用途のために“特別に設計された

“その他の航空機関連貨物のために”特別に設計された”部品”、“部分品”、“附属品”、及び”アタッチメント”であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために”特別に設計された”部品”、“部分品”、“附属品”、及び”アタッチメント”：

- y. 1. 航空機タイヤ；
- y. 2. アナログ式の計器及び指示器；
- y. 3. オーディオセレクターパネル；
- y. 4. 油圧系統及び空気圧系統用逆止弁；
- y. 5. 搭乗員休息設備；
- y. 6. 救命補助器具を装備した緊急脱出シート；
- y. 7. 積荷用のエネルギー消散パッド（紙製又はボール紙製パッド用）；
- y. 8. 流体用のフィルター及びフィルターアセンブリ；
- y. 9. 調理台；
- y. 10. 流体用ホース、まっすぐで曲がっていない管（本エントリーで規制の対象となる貨物若しくはUSMLのカテゴリーVIIIに掲げる防衛物品のためのもの）、及び、管継手、カップリング、クランプ（本エントリー若しくはUSMLのカテゴリーVIIIで規制の対象となる貨物用）並びにそれらのためのブラケット；
- y. 11. 洗面台；
- y. 12. 救命ボート；
- y. 13. 磁気コンパス、磁針方位検出器；
- y. 14. 医療廃棄物設備 [Medical litter provisions]；
- y. 15. コックピット用又はキャビン用のミラー；
- y. 16. 搭乗者用シート（パレット化したシートを含む）；
- y. 17. 飲料水貯蔵装置；
- y. 18. 拡声装置（PA）；
- y. 19. 鋼鉄製ブレーキの摩耗パッド（焼結混合物又はカーボン/カーボン材料を含まない）；
- y. 20. 水中ロケータービーコン；
- y. 21. 集尿用袋/パッド/カップ/ポンプ；
- y. 22. 風防のウォッシャー及びワイパー装置；
- y. 23. フィルター搭載型及びフィルター非搭載型 [Filtered and unfiltered] ノブ、指示器、スイッチ、ボタン及びダイヤル；
- y. 24. 鉛蓄電池及びニッケルカドミウム電池；

- y. 25. レシプロエンジンで使用されるプロペラ、プロペラ装置、及びプロペラブレード；
- y. 26. 消火器；
- y. 27. 煙及び炎/CO₂検出器；
- y. 28. マップケース；
- y. 29. 1946年から1955年に最初に製造された‘軍用機’であって、米国軍需品リストに列挙されている又は別途規定されている防衛物品を組み込んでおらず（ただし、ワッセナーアレンジメント参加国の安全基準又は耐空性基準を満たすために当該品目が必要とされる場合を除く）、かつ米国軍需品リストに列挙されている又は別途規定されている兵器を組み込んでいないもの（ただし、実施不可能で、動作状態に戻すことができない場合を除く）；
- y. 30. ECCN 9A610. hで規制される貨物で使用するため又はそれらと共に使用するための”部品”、“部分品”、“付属品”、及び”アタッチメント”（電子品目又はナビゲーション装置を除く）；
- y. 31. 登録番号標及びネームプレート；並びに
- y. 32. 流体用マニホールド。

9A619 軍用のガスタービンエンジン及び関連貨物 （規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s)	Country chart
NS エントリー全体に適用される (9A619.yを除く)。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される (9A619.yを除く)。	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される (9A619.yを除く)。	UN規制については、§ 746.1(b) を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：1,500ドル

GBS：適用できない

CIV：適用できない

STAについての特別な条件

STA：許可例外STAの(c)(2)項（EAR §

740.20(c)(2)) は、9A619のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) USMLのカテゴリXIXに列挙されている又は別途規定されている軍用のガスタービンエンジン及び関連物品、並びにこれらに直接的に関連する技術資料（ソフトウェアを含む）は、国際武器取引規則（ITAR）の対象となる。

(2) 501-D22に指定されるガスタービンエンジンは、それらが設置される航空機の種類にかかわらず、ECCN 9A991.dで規制される。

(3) 米国原産の“600シリーズ”で規制される成分をde minimis量より多く組み込んだ外国製の“軍用貨物”については、ECCN 0A919を参照のこと。

(4) USMLのカテゴリXIX(f)で指定される“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”は、その項の規制の対象となる。

(5) ECCN 9A619.yで指定される“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”は、その項の規制の対象となる。

関連定義：本エントリーの.y項において、用語‘流体’には液体及びガスを含む。

品目：

a. 軍のために“特別に設計された”“軍用のガスタービンエンジン”であって、USMLのカテゴリXIX(a)、(b)、(c)、又は(d)で規制されていないもの。

注：ECCN 9A619.aでいうところにおいて、用語“軍用のガスタービンエンジン”とは、USMLのカテゴリVI、VII若しくはVIII又はECCN 0A606、8A609若しくは9A610のもとにCCLで列挙される“最終品目”のために“特別に設計された”ガスタービンエンジンをいう。

b. このECCN 9A619で規制されるガスタービンエンジンのために“特別に設計された”デジタルエンジン制御システム（例えば、フルオーソリティーデジタルエンジン制御（FADEC）システム及びデジタル電子エンジン制御（DEEC）システム）。

c. 9A619.aで規制されるガスタービンエンジンのために“特別に設計された”ものである場合、ホットセクション[運転中のタービンエンジンの燃焼ガスに

常時曝される部分]の部分品（すなわち、燃焼室及びライナー）；高圧タービnbrレード、ベーン、ディスク及び関連する冷却構造体；冷却式低圧タービnbrレード、ベーン、ディスク及び関連する冷却構造体；冷却式推力増強装置；並びに冷却ノズル）；

d. 9A619.aで規制されるガスタービンエンジンのために“特別に設計された”ものである場合、非冷却タービnbrレード、ベーン、ディスク及びチップシュラウド；

e. 9A619.aで規制されるガスタービンエンジンのために“特別に設計された”ものである場合、燃焼器カウル、ディフューザ、ドーム及びシェル；

f. エンジンモニタリングシステム（すなわち、予知診断、診断、及び健全性のモニターを行うもの）であって、ECCN 9A619で規制されるガスタービンエンジン及び部分品のために“特別に設計された”もの。

g. からw. [Reserved]

x. このECCN 9A619で規制される貨物（ECCN 9A619.cを除く）又はUSMLのカテゴリXIXで列挙される防衛物品のために“特別に設計された”部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であって、USML又はECCN 3A611.y、9A610.y又は9A619.y又はUSMLで別途指定されていないもの。

.x項の注：USMLのサブカテゴリXIX(f)で指定される“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”は、その項の規制の対象となる。ECCN 3A611.y、9A610.y又は9A619.yで指定される“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”は、その項の規制の対象となる。

y. このECCN、ECCN 9A610で規制の対象となる貨物又はUSMLのカテゴリVIII若しくはXIXに掲げる防衛物品のために“特別に設計された”専用の“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であって、USML又はCCLの他の箇所で指定されていないもの、並びにその他の貨物であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”：

y. 1. オイルタンク及びオイルリザーバ；

y. 2. オイルライン及びオイルチューブ；

y. 3. 流体用ホース及び流体用ライン（本エントリーで規制の対象となる貨物若しくはUSMLのカテゴリ

リーVIIIに掲げる防衛物品のためのもの)、管継手、カップリング、並びにそれらのためのブラケット；

- y. 4. 流体フィルター及び流体フィルターアセンブリ；
- y. 5. クランプ（本エントリーの対象となる貨物又はUSMLのカテゴリーXIXに掲げる防衛物品のためのもの）；
- y. 6. シム；
- y. 7. 認識票及びネームプレート；
- y. 8. 流体用マニフォールド；並びに
- y. 9. 流体システム用の逆止め弁。

9A620 極低温の“超伝導”装置であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control (s)	Country chart
NS エントリー全体に適用される。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される。	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される。	UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

- LVS：1,500ドル
- GBS：適用できない
- CIV：適用できない

STAIについての特別な条件

STA：許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）は、9A620のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：USMLのカテゴリーXI又はその他のUSMLのカテゴリーで列挙される電子装置、及びそれらに直接的に関連する技術資料（ソフトウェアを含む）は、ITARの対象である。

関連定義：ナシ
品目：

a. 軍用の陸上車両、海上船舶、航空機若しくは宇宙船に設置するように“特別に設計された”装置であつ

て、走行中に稼働することができ、かつ、103K（-170℃）以下の温度を生成若しくは維持することができるもの。

9A620. aの注：ECCN 9A620. aは、可搬型のシステムであって、非金属材料又は非導電性材料（例えば、プラスチック又はエポキシ含浸材料）から製造された“附属品”又は“部分品”を組み込んだもの又は使用したものを含まない。

b. 軍用の陸上車両、海上船舶、航空機若しくは宇宙船に設置するように“特別に設計された”“超伝導”電気機器（回転機及び変圧器）であって、走行中に稼働することができるもの。

9A620. bの注：ECCN 9A620. bは、超伝導の巻線で発生される磁場で回転する単極の通常の金属製の電気子を持つ直流のハイブリッド単極発電機について、その発電機の中でそれらの巻線が超伝導の部分品のみである場合、規制しない。

c. からw. [Reserved]

x. ECCN 9A620で規制される貨物のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”及び“アタッチメント”

9A980 非軍用の移動式犯罪科学研究施設；附属品（他のエントリーで指定されていないもの）

標題の注釈：車両が非軍用の移動式犯罪科学研究施設としてECCN 9A980に番号分類されるためには、その車両には、CCL（例えばECCN 3A980及び3A981）で犯罪規制(CC)理由のために規制されている一以上の分析用又は実験用の品目を具備していなければならない。

許可要求事項

規制理由：CC

Control (s)	Country Chart
CC エントリー全体に適用される。	CC Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

- LVS：適用できない。
- GBS：適用できない。
- CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9A990 ディーゼルエンジン（他のエントリーで指定されていないもの）、並びに牽引車及びこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”（他のエントリーで指定されていないもの）（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s) Country Chart

AT エントリー全体に適用される AT Column 1

（9A990. aを除く）。

AT 9A990. aにのみ適用される。 AT Column 2

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- a. トラック、牽引車及び自動車用のディーゼルエンジン（他のエントリーで指定されていないもの）であって、連続制動馬力[Brake Horsepower]（SAE J1349 準拠、標準条件100キロパスカル、25°Cにおける性能）が400BHP（298キロワット）以上のもの。
- b. オフハイウェイ用[公道外走行用]の車輪駆動牽引車であって、積載重量が9トン（20,000ポンド）以上のもの；並びに主要な“部分品”及び附属品（他のエントリーで指定されていないもの）。
- c. オンハイウェイ用[公道走行用]の牽引車であって、シングル又はタンデム後輪車軸を有するもののうち、車軸当たりの定格積載重量が9トン（20,000ポンド）以上のもの、及び“特別に設計した”主要な“部分品”。

9A991 “航空機”（他のエントリーで指定されていないもの）、並びに9A001又は9A101で規制されないガスタービンエンジン、並びに部品及び部分品（他の

エントリーで指定されていないもの）（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT、 UN

Control(s) Country Chart

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UNは、 9A991. aに適用される。 UN規制について

は、§ 746.1(b)

を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

a. 軍用機であって、非武装化されたもの（軍事作戦のために特別に装備又は改造されていないもの）のうち、次のいずれかに該当するもの：

a. 1. 貨物機（“C”の基本任務記号を持ち、設計番号が、C-45 から C-118、C-121からC-125及びC-131であって、レシプロエンジンのみを使用したもの）；

a. 2. 練習機（“T”の基本任務記号を持ち、600馬力（軸馬力）未満のレシプロエンジン又はターボプロップエンジンを使用したもの）；

a. 3. 多目的機（“U”の基本任務記号を持ち、レシプロエンジンのみを使用したもの）；

a. 4. すべての連絡機（“L”の基本任務記号を持つもの）；

a. 5. すべての偵察機（“O”の基本任務記号を持ち、レシプロエンジンを使用したもの）。

b. 航空機（他のエントリーで指定されていないもの）；

注：航空機のメーカー及び型式、並びに航空機に

搭載するアビオニクス装置のタイプを明記すること。

c. 航空機用のガスタービンエンジン、並びにこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”。

注：9A991. cは、民間“航空機”に使用することになっている航空機用のガスタービンエンジンであっ

て、8年を超える期間、真正に民間“航空機”に使用されたものについては規制しない。これらが8年を超える期間、真正に民間“航空機”に使用されたものであった場合、当該エンジンは9A991.dで規制される。

d. “航空機”のために“特別に設計された”“部品”及び“部分品”（他のエントリーで指定されていないもの）。

e. 航空機用与圧呼吸機器（他のエントリーで指定されていないもの）；及びこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”（他のエントリーで指定されていないもの）。

9A992 全面キャノピー、ハーネス、並びにこれらのためのプラットフォーム及び電子開放装置（一般のスポーツ用タイプのものを除く）

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s) Country Chart

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

B. 試験用、検査用及び“製造用装置”

9B001 ガスタービンエンジンのブレード、ペーン又は“チップシュラウド”を製造するために“特別に設計した”装置、工具及び治具であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control(s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

MTは、MT理由で9A001で規制される MT Column 1

エンジン及び9A101で規制される

エンジンのための装置に適用され

る。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：\$5000（MTについては適用できない。）

GBS：Yes（MTについては適用できない。）

CIV：Yes（MTについては適用できない。）

STAIについての特別な条件

STA：9B001に掲げる貨物の、カントリーグループ

A:6（EAR § 740付則 1参照）にリストされている

仕向地への出荷には、許可例外STAを使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：9A005から9A009、9A011、9A101、9A105

から9A109、9A111、及び9A116から9A119で規制

されるシステム、サブシステム、“部品”及び“部

分品”であって、“ミサイル”で使用することができるもの“特別に設計した”製造装置については、

9B115を参照のこと。9B991についても参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

- a. 一方向性凝固又は単結晶の鑄造のための装置；
- b. 耐熱金属製又はセラミック製の鑄造用工具であって、次のいずれかに該当するもの：
 - b. 1. コア；
 - b. 2. シェル（モールド）；
 - b. 3. コア及びシェル（モールド）ユニットを組み合わせたもの；
- c. 一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置；

9B002 オンライン（実時間）で制御する装置、計測器（センサーを含む）又は自動的にデータを収集し、解析する装置であって、次のすべてに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control(s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

MTは、MT理由で9A001で規制される MT Column 1
エンジン及び9A101で規制される
エンジンのための装置に適用され
る。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

LVS : \$3000 (MTについては適用できない。)

GBS : Yes (MTについては適用できない。)

CIV : Yes (MTについては適用できない。)

規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目 :

- a. ガスタービンエンジン、組立品、“部品”又は“部分品”の“開発”のために“特別に設計した”もの；かつ
- b. 9E003. h又は9E003. iで規制される“技術”のいずれかを用いたもの。

9B003 チップにおける周速が335 m/秒を超えるものであって、773K(500°C)を超える温度において運転できるように設計したガスタービンエンジンのブラシシールの“製造”又は試験のために“特別に設計した”装置、並びにこれらのために“特別に設計した”部分品”又は“附属品”

許可要求事項

規制理由 : NS、MT、AT

Control (s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

MTは、MT理由で9A001で規制される MT Column 1

エンジン及び9A101で規制される

エンジンのための装置に適用され

る。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明

について § 740を参照のこと）

LVS : \$5000 (MTについては適用できない。)

GBS : Yes (MTについては適用できない。)

CIV : Yes (MTについては適用できない。)

規制品目リスト

関連規制 : 9B115も参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9B004 9E003. a. 3又は9E003. a. 6で定める金属間化合物、“超合金”又はチタンからなるガスタービンエンジンの翼部とディスク部を固相接合するための工具、金型又は治具

許可要求事項

規制理由 : NS、MT、AT

Control (s)

Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

MTは、MT理由で9A001で規制される MT Column 1

エンジン及び9A101で規制される

エンジンのための装置に適用され

る。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明

について § 740を参照のこと）

LVS : \$3000 (MTについては適用できない。)

GBS : Yes (MTについては適用できない。)

CIV : Yes (MTについては適用できない。)

規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9B005 次のいずれかに該当する風洞又は装置とともに使用するように“特別に設計した”ものであって、オンライン（実時間）で制御する装置、計測器（センサーを含む）又は自動的にデータを収集し、解析する装置(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由 : NS、AT

Control (s)

Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明

について § 740を参照のこと）

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

規制品目リスト

関連規制 : 9B105も参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. マッハ数が1.2以上の速度の状態を作ることができる風洞 ;

注 : 9B005. a は、教育用に“特別に設計した”風洞であって、‘測定部の断面寸法’（側面から測定した寸法）が250mm未満のものについては規制しない。

Technical Note : 9B005. aにおける‘測定部の断面寸法’は、測定部の最大断面位置での円の直径、正方形の一辺又は矩形の長辺をいう。

b. マッハ数が5を超える流れの環境をシミュレートすることができる装置（ホットショットトンネル、プラズマアークトンネル、ショックチューブ、ショックトンネル、ガストンネル及びライトガスガンを含む） ; 又は

c. 25,000,000を超えるレイノルズ数の流れをシミュレートすることができる風洞又は装置（ただし、試験用のモデルが二次元断面のものに限られるものを除く）。

9B006 音響振動試験装置であって、試験室の温度が1,273K(1,000°C)を超えるもので、定格出力が4kW以上のもので、かつ、160デシベル（基準音圧20マイクロパスカル）以上の音圧を発生することができるもの、及びこれらのために“特別に設計した”石英加熱器

許可要求事項

規制理由 : NS、 AT

Control(s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS : \$3000

GBS : Yes

CIV : Yes

規制品目リスト

関連規制 : 9B106も参照のこと。 9B006の中のいくつかの品目は9B106でも規制されていることに注意すること。

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9B007 非破壊検査(NDT)技術（二次元のエックス線分析又は基礎的な物理的又は化学的分析のためのものを除く）を用いてロケットモータの完全性を検査するために“特別に設計した”装置

許可要求事項

規制理由 : NS、 MT、 AT

Control(s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9B008 壁面摩擦を直接測定することができる変換器であって、全温（よどみ点温度ともいう）が833K(560°C)を超える流れで動作するように“特別に設計した”もの

許可要求事項

規制理由 : NS、 AT

Control(s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS : \$5000

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9B009 ガスタービンエンジンの回転部分に用いられる“部品”又は“部分品”であって粉末冶金によって製造されるもののうち次のすべてに該当するもの

(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由 : NS、AT

Control (s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : \$5000

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

規制品目リスト

関連規制 : ECCN 9B002についても参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. 873K (600°C) の温度のもとで測定された最大引張強度 (UTS) の60%以上の応力を加えた状態で使用するよう設計したもの ; かつ

b. 873K (600°C) 以上の温度で使用するよう設計したもの。

注 : 9B009は、粉体を製造するための工具については指定しない。

9B010 9A012で指定される品目の製造のために“特別に設計された”装置

許可要求事項

規制理由 : NS、AT

Control (s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明

について § 740を参照のこと)

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9B104 到達可能“航続距離”が300km以上のロケット、ミサイル又は無人航空機で用いることができる’空気熱力学試験装置’及びこれらのサブシステムであって、供給電力が5メガワット以上のもの又はガス供給全圧が3メガパスカル以上のもの

許可要求事項

規制理由 : MT、AT

Control (s) Country Chart

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

規制品目リスト

関連規制 : ECCN 9D101、9E001及び9E002を参照のこと。

関連定義 : ‘空気熱力学試験装置’には、被測定物上の熱的及び機械的影響の研究のためのプラズマアークジェット装置及びプラズマ風洞を含む。

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9B105 マッハ数が0.9以上の速度の状態を作ることができる’空気力学試験装置’風洞であって、到達可能“航続距離”が300km以上のロケット、ミサイル又は無人航空機で用いることができるもの及びこれらのサブシステム

許可要求事項

規制理由 : MT、AT

Control (s) Country Chart
 MT エントリー全体に適用される。MT Column 1
 AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

規制品目リスト

関連規制 : 9B005も参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

注 : 9B105は、速度がマッハ3以下で、かつ、'測定部断面の長さ' が250mm以下の風洞については規制しない。

Technical Note :

- '空気力学試験装置'には、測定物体を通過する気流の調査のための風洞及び衝撃風洞が含まれる。
- '測定部断面の長さ'とは、'測定部断面'の面積が最大になる部分における円の直径、正方形の一边、長方形の長辺又は楕円の長径をいう。'測定部断面'は、流れ方向に対して垂直な面をいう。

9B106 環境試験装置であって、到達可能"航続距離"が300km以上のロケット、ミサイル又は無人航空機で用いることができるもの及び及びこれらのサブシステムのうち、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由 : MT、AT

Control (s) Country Chart
 MT エントリー全体に適用される。MT Column 1
 AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS : 適用できない。

GBS : 適用できない。

CIV : 適用できない。

規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目 :

a. 次に掲げるすべての特性を有する環境試験装置 :

a. 1. 次のいずれかの飛行状態をシミュレートすることができるもの :

a. 1. a. 15,000m以上の高度 ; 又は

a. 1. b. -50°C未満から+125°C超の温度範囲 ; 及び

a. 2. 周波数範囲が20Hz以上2,000Hz以下で5キロニュートン以上の加振力を与え、かつ、'試験体がない状態における加振台'で測定した加速度の実効値が10g[98m/秒²]以上の振動を発生させるための加振ユニット若しくはその他の振動試験装置を組み込んだもの又は組み込むように設計若しくは改造したものの ;

Technical Note :

1. 品目9B106. a. 2は、単一波（例えば、正弦波）での振動を発生させることができるシステム及び広帯域のランダム振動（即ち、パワースペクトラム）を発生することができるシステムを定めている。

2. 用語'試験体がない状態における加振台'は、固定具又は取付具のない平坦なテーブル又は表面をいう。

3. 品目9B106. a. 2において、設計若しくは改造したものととは、環境試験装置がこの品目で指定される加振ユニット若しくはその他の振動試験装置を組み込むために適切なインタフェース（例えば、シーリングデバイス）を提供することをいう。

b. 環境試験装置であって、次に掲げるすべての飛行の状態をシミュレートすることができるもの ;

b. 1. 基準音圧が 2×10^{-5} ニュートン/m² [20マイクロパスカル]の場合の音圧レベルが140デシベル以上の音を発生させることができるもの、又は定格の音響出力の合計が4キロワット以上のもの ; 及び

b. 2. 次のいずれかに該当するもの :

b. 2. a. 高度が15,000m以上の状態 ; 又は

b. 2. b. -50°C以上+125°C以下のすべての温度範囲の状態。

9B115 ECCN 9A101又はUSMLのカテゴリ-IVの

(d) (2) 項、(d) (3) 項、(d) (4) 項、若しくは(h) (17)

項で規制されるシステム、サブシステム及び“部分品”のために“特別に設計された”製造用の“装置”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) USMLのカテゴリーIVの(d) (2) 項、(d) (3) 項、(d) (4) 項、又は(h) (17) 項で規定される品目は

“ITARの対象” (22 CFR § 120から § 130を参照のこと) であるが、本エントリーで規制される製造用の“装置”であって、これらの品目に関連するものについては、BISの輸出許可管轄権の対象である。

(2) USMLのカテゴリーIVの(d) (1) 項、(d) (7) 項、(h) (1) 項、(h) (4) 項、(h) (6) 項、(h) (7) 項、(h) (8) 項、(h) (9) 項、(h) (11) 項、(h) (20) 項、(h) (21) 項、(h) (26) 項、若しくは(h) (28) 項で規定されるシステム、サブシステム、及び“部分品”のために“特別に設計された”製造用の“装置”は、ECCN 9B604で規制される。

(3) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9B116 9A004から9A009、9A011、9A012、9A101、9A103から9A109、9A111、9A116から9A119で規制されるシステム、サブシステム、“部品”及び“部分品”のために“特別に設計した”“製造施設”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) USMLのカテゴリーIVの(d) (2) 項、(d) (3) 項、(d) (4) 項、又は(h) (17) 項で規定される品目は“ITARの対象” (22 CFR § 120から § 130を参照のこと) であるが、本エントリーで規制される“製造施設”であって、これらの品目に関連するものについては、BISの輸出許可管轄権の対象である。

(2) USMLのカテゴリーIVの(d) (1) 項、(d) (7) 項、(h) (1) 項、(h) (4) 項、(h) (6) 項、(h) (7) 項、(h) (8) 項、(h) (9) 項、(h) (11) 項、(h) (20) 項、(h) (21) 項、(h) (26) 項、若しくは(h) (28) 項で規定されるシステム、サブシステム、及び“部分品”のために“特別に設計された”製造用の“装置”は、ECCN 9B604で規制される。

(3) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9B117 燃焼テストベンチ及び燃焼試験スタンドであって、固体ロケット、液体ロケット、ロケット推進装置又はロケットエンジンを試験することができるもののうち、次の特性のいずれかを有するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

- LVS : 適用できない。
- GBS : 適用できない。
- CIV : 適用できない。

規制品目リスト

関連規制 : 9B990も参照のこと。
 関連定義 : ナシ
 品目 :

- a. 推力が68 キロニュートンを超える固体ロケット、液体ロケット、ロケット推進装置若しくはロケットエンジンを試験することができるもの ; 又は
- b. 同時に3軸方向の推力成分を測定することができるもの。

9B515 “宇宙空間用の飛しょう体”及び関連貨物のために“特別に設計された”試験用、検査用、及び製造用”装置”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由 : NS、MT、RS、AT

Control (s)	Country chart
NS エントリー全体に適用される	NS Column 1
MT USMLのカテゴリXV (e) (12) 及びXV (e) (19)に掲げる貨物であって、MTで規制されるものの“開発”又は“製造”のための9B515. aに掲げる装置に適用される。	MT Column 1
RS エントリー全体に適用される。	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

- LVS : 1, 500ドル ; 9B515. bについては5, 000ドル
- GBS : 適用できない
- CIV : 適用できない

STAIについての特別な条件

STA : 許可例外STAの (c) (2) 項 (EAR § 740. 20(c) (2)) は、9B515のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 : ナシ

品目 :

- a. ECCN 9A004. u、9A515. a、又はUSMLのカテゴリXV (a) 若しくはXV (e) で列挙される貨物の“製造”又は“開発”のために“特別に設計された”試験用、検査用、及び製造用”装置”。

注 : ECCN 9B515. aには、ECCN 9A004. u、9A515. a、又はUSMLのカテゴリXV (a) 若しくはXV (e) で列挙される貨物における故障の分析又は遮断のために“特別に設計された装置、セル、及びスタンドが含まれる。

- b. 10⁻⁴トル未満の圧力[中真空]の能力を持つ環境試験チャンバーであって、ECCN 9A515. a又はUSMLのカテゴリXV (a) で列挙される貨物のために“特別に設計された”もの。

9B604 ECCN 9A604に掲げる貨物又はUSMLのカテゴリIVに掲げる関連する防衛物品の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”試験用、検査用、及び製造用の”装置”並びに関連する貨物（規制品目リスト参照）

規制理由 : NS、RS、MT、AT、UN

Control (s)	Country Chart
	(§ 738付則 1参照)
NS エントリー全体に適用される。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される。	RS Column 1
MT 9B604. a及び. b並びに9B604. d (USMLのカテゴリIVの (d) (1) 項、(h) (1) 項、(h) (4) 項、(h) (6) 項、(h) (7) 項、(h) (8) 項、(h) (9) 項、(h) (11) 項、(h) (20) 項、(h) (21) 項、又は(h) (26) 項において、MTCRの附属書の品目として特定される防衛物品のために“特別に設計された”“製造施設”又は製造用の”装置”) に適用される。	MT Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制については、 § 746. 1(b) を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明

について § 740を参照のこと)

LVS : 1,500ドル

GBS : 適用できない

CIV : 適用できない

STAIについての特別な条件

STA : 許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740.20(c)(2)) は、このECCN 9B604のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制 :

(1) ECCN 9A012若しくは 9A101又はUSMLの категория-IVの(d)(2)項、(d)(3)項、(d)(4)項、又は(h)(17)項で列挙又はその他の形態で規定される貨物の“製造”又は“開発”のための“製造施設”は、ECCN 9B116で規制される。

(2) ECCN 9A101又はUSMLの categoria-IVの(d)(2)項、(d)(3)項、(d)(4)項、若しくは(h)(17)項で列挙又はその他の形態で規定される貨物の“製造”又は“開発”のために“特別に設計された”試験用、検査用、及びその他の製造用の“装置”は、ECCN 9B115で規制される。

(3) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. USMLの categoria-IVの(a)(1)項又は(a)(2)項で規制される品目のために“特別に設計された”“製造施設”。

b. USMLの categoria-IVの(h)(28)項で規制される品目のために“特別に設計された”試験用、校正用、及び調整用の装置。

c. ECCN 9A604に掲げる貨物、又はUSMLの categoria-IVで規制される防衛物品の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”試験用、検査用、及び製造用の“装置” (ECCN 0B604.a又はECCN 9B604.a、.b、若しくは.dで指定されるものを除く)。

d. USMLの categoria-IVの(d)(1)項、(d)(7)項、(h)(1)項、(h)(4)項、(h)(6)項、(h)(7)項、(h)(8)項、

(h)(9)項、(h)(11)項、(h)(20)項、(h)(21)項、(h)(26)項、又は(h)(28)項で規制されるシステム、サブシステム、及び“部分品”のために“特別に設計された”“製造施設”、又は製造用の“装置”。

e. からw. [Reserved]

x. このECCNの.a項又は.b項において規制の対象となる貨物のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”。

9B610 ECCN 9A610又はUSMLの categoria-VIIIに列挙されている又は別途規定されている貨物の“開発”又は“製造”のために“特別に設計された”試験用、検査用、及び製造用“装置”並びに関連貨物(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由 : NS、RS、MT、AT、UN

Control(s)	Country chart
NS エントリー全体に適用される (9B610.cを除く)。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される。	RS Column 1
MT 9B610.cに適用される。	MT Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される	UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS : 1,500ドル

GBS : 適用できない

CIV : 適用できない

STAIについての特別な条件

STA : 許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740.20(c)(2)) は、9B610のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制 :

USMLの categoria-VIII(h)(1)は、 categoria-VIII(h)(1)で列挙されている又は別途規定されている航空機のために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”を規制するが、ECCN 9B610で列挙されている又は

別途規定されている貨物については、規制しない。USMLのカテゴリ-VIII (h) (2) から (29) は、その他の航空機の“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、及び“システム”を規制する。

関連定義：ナシ

品目：

- a. ECCN 9A610 (9A610.yを除く) 又はUSMLのカテゴリ-VIIIで列挙されている又は別途規定されている貨物の“製造”、“開発”、動作、据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”試験用、検査用、及び製造用“装置”、並びにこれらのために“特別に設計された”部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”。
- b. ECCN 9A610 (9A610.yを除く) 又はUSMLのカテゴリ-VIIIで列挙されている又は別途規定されている貨物の検証、検定、又は試験のために“特別に設計された”環境試験設備、並びにこれらのために“特別に設計された”部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”。
- c. UAV又は無人機のうち、(i) USMLのVIII (a) 項又はECCN 9A610.aのいずれかで規制されるものであって、かつ(ii) 航続距離が300km以上のものために設計又は改造された“製造設備”。

9B619 ECCN 9A619又はUSMLのカテゴリ-XIXに列挙されている又は別途規定されている貨物の“開発”又は“製造”のために“特別に設計された”試験用、検査用、及び製造用“装置”並びに関連貨物（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control (s)	Country chart
NS エントリー全体に適用される (9B619.yを除く)。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される (9B619.yを除く)。	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される (9B619.yを除く)。	UN規制については、§ 746.1 (b) を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明

について § 740を参照のこと）

LVS：1,500ドル

GBS：適用できない

CIV：適用できない

STAIについての特別な条件

STA：許可例外STAの(c) (2) 項 (EAR § 740.20 (c) (2)) は、ECCN 9B619のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

USMLのカテゴリ-XIX (f) (1) は、カテゴリ-XIX (f) (1) で規定されるエンジンのために“特別に設計された”部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”を規制するが、ECCN 9B619で列挙されている又は別途規定されている貨物については、規制しない。USMLのカテゴリ-XIX (f) (2) から (11) は、その他のエンジンの“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、及び“システム”を規制する。

関連定義：ナシ

品目：

- a. ECCN 9A619 (9A619.yを除く) 又はUSMLのカテゴリ-XIXで列挙されている又は別途規定されている貨物の“製造”、“開発”、動作、据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”試験用、検査用、及び製造用“装置”、並びにこれらのために“特別に設計された”部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”。
- b. ECCN 9A619 (9A619.yを除く) 又はUSMLのカテゴリ-XIXで列挙されている又は別途規定されているエンジン、“システム”、“部分品”、“部品”、“附属品”、及び“アタッチメント”の試験、分析及び故障分離のために“特別に設計された”装置、セル又はスタンド。
- c. からx. [Reserved]
- y. ECCN 9A619 (9A619.yを除く) 又はUSMLのカテゴリ-XIXで列挙されている又は別途規定されている貨物の“製造”又は“開発”のために“特別に設計された”ベアリング抽出工具並びにこれらのために“特別に設計された”部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”。

9B620 極低温の“超伝導”装置のための試験用、検査用、及び製造用貨物（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s)	Country chart
NS エントリー全体に適用される。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される。	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される。	UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：1,500ドル

GBS：適用できない

CIV：適用できない

STAIについての特別な条件

STA：許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）は、9B620のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- 試験用、検査用、及び製造用のお最終品目及び装置であって、ECCN 9A620で規制される品目の“開発”、“製造”、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”もの。
- [Reserved]

9B990 振動試験装置並びに“特別に設計した”部品及び“部分品”（他のエントリーで指定されていないもの）

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s)	Country Chart
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9B991 ガスタービンエンジンの鋳造によるブレード、ペーン又はチップシュラウドを製造又は測定するために“特別に設計した”装置、工具又は治具（9B001で規制されるものを除く）（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s)	Country Chart
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- ガスタービンエンジンの翼部の壁面の厚さを測定するために機械的な方法以外の方法を用いた自動測定装置；
- 9E003.c で規制される“レーザー”加工、ウォータージェット加工、電解加工又は放電加工により穴あけ加工するための工具、治具又は測定装置；
- セラミック製コアの浸出装置；
- セラミック製コアの製造装置又は工具；
- セラミック製シェルのワックスパターン作成装置；
- セラミック製シェルの焼尽装置又は焼成装置。

C. “材料”

9C110 繊維に樹脂を含浸したプリプレグ及びそのために繊維に金属を被覆したプリフォームであって、

9A110で指定される複合材料からなる構造体、積層体及びこれらの製品に使用できるもののうち、“比強度”が76,200メートルを超え、かつ、“比弾性率”が3,180,000メートルを超える繊維で補強した有機物若しくは金属をマトリックスとするものからなるもの

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control (s) Country Chart

MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：適用できない。

GBS：適用できない。

CIV：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

1.) 1C010及び1C210.cも参照のこと。

エントリー9C110で規制する繊維に樹脂を含浸したプリプレグは、ASTM D4065又は同等の国家規格で測定された硬化処理後のガラス転移点(Tg)が418K(145°C)を超える樹脂を用いたものに限定される。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9C610 9A610で規制される貨物であって、CCL又はUSMLの他の箇所で指定されていないものために”特別に設計された”材料（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control (s) Country chart

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

RS エントリー全体に適用される。 RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明

について § 740を参照のこと）

LVS：1,500ドル

GBS：適用できない

CIV：適用できない

STAIについての特別な条件

STA：許可例外STAの(c)(2)項（EAR §

740.20(c)(2)）は、9C610のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

USMLのサブカテゴリ-XIII(f)は、防衛物品（例えば、USMLのサブカテゴリ-VIII(a)の航空機）のために特別に設計、開発、設定、改造、又は適合された構造材料を規制する。

米国原産の“600シリーズ”で規制される成分をde minimis量より多く組み込んだ外国製の“軍用貨物”については、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. USML又はCCLの他の箇所で指定されていない材料であって、ECCN 9A610（9A610.yを除く）で列挙されている又は別途規定されている貨物のために“特別に設計された”もの。

注1：CCL（例えば、CCLのカテゴリ-1のECCN）で別途列挙されている材料は、その該当するECCNの規制に基づいて規制される。

注2：USMLのカテゴリ-VIIIで列挙される航空機とECCN 9A610で列挙される航空機の双方のために“特別に設計された”材料は、本ECCNの規制の対象となる。

b. [Reserved].

9C619 9A619で規制される貨物であって、CCL又はUSMLの他の箇所で指定されていないものために”特別に設計された”材料（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control (s) Country chart

NS エントリー全体に適用される。 NS Column 1

RS エントリー全体に適用される。 RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制について

は、§ 746.1(b)
を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと）

LVS : 1,500ドル

GBS : 適用できない

CIV : 適用できない

STAIについての特別な条件

STA : 許可例外STAの(c)(2)項 (EAR §
740.20(c)(2)) は、ECCN 9C619のいずれの品目にも
使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制 :

(1) 防衛物品（例えば、USMLのカテゴリーXIXの
エンジン）のために特別に設計、開発、設定、改
造、又は適合された構造材料に対する規制につい
ては、USMLのサブカテゴリーXIII(f)を参照のこ
と。

(2) 米国原産の“600シリーズ”で規制される成分
をde minimis量より多く組み込んだ外国製の“軍
用貨物”については、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. 材料（本エントリーの.b項で規制されるもの及び
CCL又はUSMLで別途指定されるものを除く）であって、
USMLのカテゴリーXIX又はECCN 9A619（9A619.yを除
く）で列挙されている又は別途規定されている貨物
のために“特別に設計された”もの。

b. 特定のガスタービンエンジンで使用するために“
特別に設計された”材料であって、次のいずれかに該
当するもの :

b.1. USMLのカテゴリーXIXの(f)(1)から(f)(4)項
で列挙される若しくは別途規定される(f)(1)でリス
トされるエンジンのための防衛物品の熱遮蔽コーテ
ィング若しくは環境遮蔽コーティングのために“特
別に設計された”粉末 ;

b.2. 一方方向性凝固若しくは単結晶鋳造で使用さ
れる超合金（すなわち、ニッケル、コバルト若しく
は鉄を主成分とするもの）であって、USMLのカテゴ
リーXIXの(f)(1)から(f)(4)項で列挙される若しく
は別途規定される(f)(1)でリストされるエンジンの

ための防衛物品のために“特別に設計されたもの” ;
又は

b.3. イミドマトリックス複合材料、金属マトリ
ックス複合材料、若しくはセラミックマトリックス
複合材料（すなわち、ファイバーをマトリックスと
結合して強化するもの）であって、USMLのカテゴリ
ーXIXの(f)(1)から(f)(4)項で列挙される若しくは
別途規定される(f)(1)でリストされるエンジンのた
めの防衛物品のために“特別に設計されたもの”。

注1 : CCL（例えば、CCLのカテゴリー1のECCN）で
別途列挙されている材料は、その該当するECCNの規
制に基づいて規制される。

注2 : 本エントリーで規定される材料であって、
USMLのカテゴリーXIXで列挙されるエンジンとECCN
9A619で列挙されるエンジンの双方のために“特別に
設計された”ものは、このECCN 9C619の規制の対象と
なる。

注3 : 本エントリーで規定される材料であって、
製造において（開発におけるものを除く）ガスター
ビンエンジンで使用される又は使用されているもの
（USML又はECCN 9A619で7列挙される又は別途規定
されるものをのぞく）は、本エントリーでは規制さ
れない。

D. “ソフトウェア”

**9D001 “ソフトウェア” (9D003又は9D004で指定さ
れるものを除く)** であって、ECCN 9A001から9A004、
9A012、9A101 (9A101.bに掲げる品目であって、“ITAR
の対象”となるもの (22 CFR § 121を参照のこと) を
除く)、9A106.d、若しくは.e、9A110、又は9A120、9B
(ECCN 9B604、9B610、9B619、9B990、及び9B991を除
く)、又はECCN 9E003で規制される装置又は“技術”の
“開発”のために“特別に設計された”もの

許可要求事項

規制理由 : NS、MT、AT

Control(s) Country Chart

NSは、9A001から9A004、9A012、 NS Column 1

9B001から9B010で規制される装置、

及び9E003で規制される技術のた

めの“ソフトウェア”に適用される。

MTは、MT理由で9B116により規制 MT Column 1

される装置のための“ソフトウェア”に適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：ECCN 9B001. b又は9E003. a. 1、9E003. a. 2からa. 5、9E003. a. 8、若しくは9E003. hで指定される装置又は“技術”の“開発”のために特別に設計又は改造された“ソフトウェア”の、カントリーグループA:6（EAR § 740付則 1参照）にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外STAを使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

“ソフトウェア”であって、ECCN 9A005から9A011、9A101. b（EARの対象となる品目を除く）、9A103から9A105、9A106. a、. b、及び. c、9A107から9A109、9A110（ミサイルシステム及びサブシステムで使用するために“特別に設計された”品目のためのもの）、並びに9A111から9A119で指定される品目の“開発”のために“必要な”ものは、“ITARの対象”である。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9D002 9D002 “ソフトウェア” (9D003又は9D004で指定されるものを除く)であって、ECCN 9A001から9A004、9A012、9A101（9A101. bに掲げる品目であって、“ITARの対象”となるもの（22 CFR § 121を参照のこと）を除く）、9A106. d、若しくは. e、9A110、又は9A120、9B（ECCN 9B604、9B610、9B619、9B990、及び9B991を除く）で規制される装置の“製造”のために“特別に設計された”もの
許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control(s)

Country Chart

NSは、9A001から9A004、9A012、及び9B001から9B010で規制される装置のための“ソフトウェア”に適用される。

NS Column 1

MTは、MT理由により9B116で規制される装置のための“ソフトウェア”に適用される。

MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：9B001. bで指定される装置の“製造”のために“特別に設計された”又は改造された“ソフトウェア”の、カントリーグループA:6（EAR § 740付則 1参照）にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外STAを使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

ECCN 9A005から9A011、9A101. b（EARの対象となる品目を除く）、9A103から9A105、9A106. a、. b、及び. c、9A107から9A109、9A110（ミサイルシステム及びサブシステムで使用するために“特別に設計された”品目のためのもの）、並びに9A111から9A119で指定される品目の“製造”のために“必要な”“ソフトウェア”は、“ITARの対象”である。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9D003 ECCN 9E003. hで指定される“技術”を組み込んだ“ソフトウェア”であって、ECCN 9A001から9A003、9A101（9A101. bに掲げる品目であって、“ITARの対象”となるもの（22 CFR § 121を参照のこと）を除く）、9A106. d、若しくは. e、又は9B（ECCN 9B604、9B610、

9B619、9B990、及び9B991を除く)で規制される装置のための“フルオーソリティデジタルエンジン制御システム”[“FADECシステム”]に使用されるもの

許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control (s) Country Chart

NSは、9A001から9A003で規制される装置を“フルオーソリティデジタルエンジン制御するための装置”を“使用”するための“ソフトウェア”に適用される。

MTは、9A101又は9A106で規制されるガスタービンエンジンを“フルオーソリティデジタルエンジン制御するための装置”を“使用”するための“ソフトウェア”に適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1 リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：Yes (MTについては適用できない。)

TSR：Yes (MTについては適用できない。)

規制品目リスト

関連規制：

- (1) 9D103も参照のこと。
- (2) ECCN 9A004 (EARの対象となる者を除く)、9A005から9A011、9A101. b (EARの対象となる品目を除く)、9A103から9A105、9A106. a、. b、及び. c、9A107から9A109、9A110 (ミサイルシステム及びサブシステムで使用するために“特別に設計された”品目のためのもの)、並びに9A111から9A119で指定される装置の“使用”のために“必要な”ソフトウェアは、“ITARの対象”である (22 CFR § 120 から § 130を参照のこと)。
- (3) “ITARの対象” (22 CFR § 120から § 130を参照のこと) である防衛物品に直接的に関連する“ソフトウェア”についても、“ITARの対象” (22 CFR § 120から § 130を参照のこと) である。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9D004 その他の“ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control (s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

STAについての特別な条件

STA：9D004. a及び9D004. cに掲げる“ソフトウェア”の、カントリーグループA:6 (EAR § 740付則 1参照) にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外STAを使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：9D104についても参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. 風洞試験又は飛行試験のデータにより検証された二次元又は三次元の粘性流れのための“ソフトウェア”であって、エンジン内の詳細な流れをモデリングするために必要なもの；

~~b. 航空機用ガスタービンエンジン、組立品、“部品”又は“部分品”の試験のための“ソフトウェア”であって、実時間でデータを収集、処理及び解析し、かつ、試験中にフィードバック制御 (試験事項又は試験条件の動的な調整を含む) を行なうように“特別に設計した”もの；~~

b. 航空機用ガスタービンエンジン、組立品、“部品”又は“部分品”の試験のための“ソフトウェア”であって、次のすべてに該当するもの：

b. 1. 次のいずれかに該当するものの試験のために“特別に設計した”もの：

b. 1. a. 航空機用ガスタービンエンジン、組立品若しくは部分品であって、9E003. a、9E003. h若しくは9E003. iで指定される“技術”を用いたもの；又は

b. 1. b. バイパス流路又はコア流路を提供する

多段圧縮機であって、9E003. a若しくは9E003. hで指定される“技術”を用いた航空機用ガスタービンエンジンのために特別に設計したもの；かつ

b. 2. 次のすべてを行うように“特別に設計したもの”

a. 実時間でのデータの収集及び処理；並びに

b. 試験中における試験物又は試験条件（例えば、温度、圧力、流速）のフィードバック制御；

注：9D004. bは、試験施設の稼働若しくは作業者の安全（例えば、速度を超えた場合の切断、火災の検知及び消火）、又は当該品目が適切に組み立てられているか、修理されているかを判断することに限定された製造、修理若しくは保守の受入試験のためのソフトウェアを指定しない。

c. 9B001. a又は9B001. cで指定される装置に使用される“ソフトウェア”であって、一方向性凝固の材料又は単結晶の材料の成長を制御するために特別に設計したもの；

d. [Reserved]

e. 9A012で指定規制される品目の操作のために“特別に設計された”又は改造された“ソフトウェア”；

f. 航空機用ガスタービンエンジンのブレード、ベーン及び“チップシュラウド”の内部冷却通路を設計するように“特別に設計した”“ソフトウェア”；

g. “ソフトウェア”であって、以下のすべてに該当するもの：

g. 1. 航空機用ガスタービンエンジンの空気の熱的状態、空気力学的状態及び燃焼状態を予測するように特別に設計されたもの；かつ

g. 2. 実際の航空機用ガスタービンエンジンの（実験或いは生産の）性能データに基づき空気の熱的状態、空気力学的状態及び燃焼状態を理論的にモデル予測するもの。

9D005 9A004. e又は 9A004. fで指定される品目の操作のために“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”。（この“ソフトウェア”は、ECCN 9D515で規制される）

9D018 9A018で規制される装置の“使用”のためのソフトウェア”

(a) 航空機、燃料補給機、地上用装置、パラシュート、ハーネス、及び計器飛行訓練装置、に加えて、上記のための“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であって、2013年10月15日の直前に9A018. a. 1、. a. 3、. c、. d、. e、又は. fに番号分類されていたものに関連するソフトウェアについては、ECCN 9D610を参照のこと。

(b) 軍用訓練機用のターボプロップエンジン並びにこれらのための“部品”及び“部分品”であって、2013年10月15日の直前にECCN 9A018. a. 2又はa. 3に番号分類されていたものに関連するソフトウェアについては、ECCN 9D619を参照のこと。

(c) 特定の装甲された陸上輸送車両であって、2014年1月6日以前にECCN 9A018. bに番号分類されていたものに関連するソフトウェアは、EAR99（0D606を参照のこと）である。

9D101 9B104、9B105、9B106、9B116又は9B117で規制される貨物の“使用”のために“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9D103 “ミサイル”、又は9A005、9A007、9A105、9A106、9A107、9A108、9A109、9A116又は9A119で規制されるサブシステムのモデリング、シミュレーション又は設計統合のために“特別に設計した”“ソフトウェア”（このエントリーは、“ITARの対象”である（22 CFR § 120から § 130を参照のこと。））

9D104 ECCN 9A001、9A012 (MTにより規制される品目のみ)、9A101 (9A101. bに掲げる品目であって、“ITARの対象”となるもの(22 CFR § 121を参照のこと)を除く)、又は9A106. dで規制される装置の“使用”のために特別に設計又は改造された“ソフトウェア”
許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

ECCN 9A005から9A011、9A103から9A105、9A101. b (EARの対象となる品目を除く)、9A106. a、. b、及び. c、9A107から9A109、9A111、9A115から9A118で指定される貨物のための“ソフトウェア”は、“ITARの対象”(22 CFR § 120から § 130を参照のこと)である。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

注：9A012 d 指定される無人航空機であって、MT理由で規制されるものとして機能するために転換された有人航空機について、9D104は以下に該当する“ソフトウェア”を含む：

a. 上記の航空機システムの機能を有する転換装置を組込むために“特別に設計”又は改造された“ソフトウェア”；

b. 無人航空機として機能するために“特別に設計”又は改造された“ソフトウェア”。

9D105 2つ以上のサブシステムの機能を調整することができる“ソフトウェア”であって、航続距離が300km以上のロケット、ミサイル又は無人航空機で“使用”するために“特別に設計”又は改造したもの(これらの品目は、“ITARの対象”である (22 CFR § 120か

ら § 130を参照のこと。))

9D515 “宇宙空間用の飛しょう体”及び関連貨物の“開発”、“製造”、動作、据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、若しくは分解修理のために“特別に設計された”“ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT

Control(s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される NS Column 1

RS エントリー全体に適用される RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

CIV：適用できない

TSR：適用できない

STAについての特別な条件

STA：

(1) 許可例外STAの(c) (1) 項 (EAR § 740. 20(c) (1)) は、9D515. b、. d又は. eに対して使用してはならない。

(2) 許可例外STAの(c) (2) 項 (EAR § 740. 20(c) (2)) は、9D515に掲げるいかなる“ソフトウェア”に対しても使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

USMLのカテゴリXVで列挙される物品に直接的に関連する“ソフトウェア”は、USMLのXV(f) 項の規制の対象である。特定の“宇宙用に設計された”品目のために“特別に設計された”特定のソフトウェアの規制について、ECCN 3D001、6D001、6D002、及び6D991も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. ECCN 9A515 (9A515. d若しくは. eを除く) 又は9B515で規制される貨物の“開発”、“製造”、動作、据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、若しくは分解修理のために“特別に設計された”“ソフトウェア”(このエントリーの. b、. d、又は. e項で規制される“ソフトウェア”を除く)。

b. ソースコードであって、次のいずれかに該当するもの：

b. 1. ECCN 9A515で規制される品目のために“特別に設計された”アルゴリズム若しくは制御則（例えば、クロック管理に係るもの）、正確な軌道決定（例えば、天体暦若しくは擬似距離の分析に係るもの）、信号構築（例えば、疑似ランダムノイズによるアンチスプリーピングに係るもの）を使用しているもの；

b. 2. ECCN 9A515で規制される品目の統合、操作、若しくは制御のために“特別に設計されたもの”；

b. 3. ECCN 9A515で規制される品目のシステム、サブシステム、部分品、部品、若しくは附属品の較正、操作、若しくは制御のために“特別に設計された”アルゴリズム若しくはモジュールを使用しているもの；

b. 4. ECCN 9A515で規制される品目のデータ集合、データ外挿、若しくはデータ操作のために“特別に設計されたもの”；

b. 5. ECCN 9A515で規制される品目の姿勢制御、位置制御、又は飛行制御のために“特別に設計された”アルゴリズム又は制御則を使用しているもの；又は

b. 6. ECCN 9A515で規制される品目に対する組込みテスト及び診断のために“特別に設計された”もの。

c. [RESERVED]

d. ECCN 9A515. dで規制される貨物の“開発”、“製造”、動作、故障解析又は異常解決のために“特別に設計された”ソフトウェア”

e. ECCN 9A515. eで規制される貨物の“開発”、“製造”、動作、故障解析又は異常解決のために“特別に設計された”ソフトウェア”

f. からx. [Reserved]

y. ECCN 9A515. yで列挙される貨物の“開発”、“製造”、動作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”特定の“ソフトウェア”。

9D604 ECCN 9A604又は9B604で規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又は保守のために“特別に設計された”ソフトウェア”（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、MT、AT、UN

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される NS Column 1

RS エントリー全体に適用される RS Column 1

MTは、本エントリーの.a項で規定 NS Column 1

される“ソフトウェア”であって、ECCN 9A604. c若しくは. d、又はECCN 9B604でMT理由のために規制される貨物のためのものに適用される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない

TSR：適用できない

STAIについての特別な条件

STA：許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）は、このECCN 9D604のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) USMLのカテゴリ-IVで列挙又はその他の形態で規定される物品に直接的に関連するソフトウェアは、USMLのカテゴリ-IV(i)で規制される。

(2) ミサイル及び関連貨物の“使用”のための“ソフトウェア”に対する規制については、ECCN 9D101及び9D104についても参照のこと。

(3) 外国製の“軍用貨物”であって、米国原産の“600シリーズ”の規制される成分をde minimis量を超えて組み込んでいるものについては、ECCN 0A919を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. ECCN 9A604又はECCN 9B604で規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又は保守のために“特別に設計された”ソフトウェア”。

b. [Reserved]

9D610 9A610で規制される軍用機及び関連貨物、

9B610で規制される装置、又は9C610で規制される材料の“開発”、“製造”、動作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”ソフトウェア（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、MT、AT、UN

Control(s) Country chart

NS エントリー全体に適用される NS Column 1
(9D610.yを除く)。

RS エントリー全体に適用される RS Column 1
(9D610.yを除く)。

MT 9A610又は9B610においてMT Column 1
理由で規制される貨物の動作、据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“特別に設計された”ソフトウェアに適用される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される UN規制については、§ 746.1(b)
(9D610.yを除く)。 を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない

TSR：適用できない

STAIについての特別な条件

STA：

(1) 許可例外STAの(c) (1) 項 (EAR § 740.20(c) (1)) は、9D610.bに対しては使用してはならない。

(2) 許可例外STAの(c) (2) 項 (EAR § 740.20(c) (2)) は、9D610のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：USMLのカテゴリ-VIIIに列挙されている又は別途規定されている物品に直接的に関連するソフトウェアは、USMLのVIII(i) 項の規制の対象となる。

関連定義：ナシ

品目：

a. ECCN 9A610、ECCN 9B610、又はECCN 9C610で規制される貨物の“開発”、“製造”、動作、又はメンテナ

ンスのために“特別に設計された”ソフトウェア”（本エントリーの.b項又は.y項で規制されるソフトウェアを除く）。

b. 次のいずれかに該当するものの“開発”又は“製造”のために“特別に設計された”ソフトウェア”：

b. 1. 静的構造体の部材；

b. 2. 外皮層、脱着式整形板、非着脱式整形板、レードーム、点検口及びパネル、並びに飛行中オープニング用扉；

b. 3. 操縦翼、翼前縁、翼後縁、及び翼前縁フラップシール；

b. 4. USMLのカテゴリ-VIIIで規制される戦闘機、攻撃機又は爆撃機のために“特別に設計された”翼前縁フラップ作動システム用貨物（すなわち、パワードライブユニット、ギア式ロータリーアクチュエーター、トルクチューブ、非対称ブレーキ、ポジションセンサー、及び直角ギアボックス）；

b. 5. エンジン吸気口及びエンジンダクト；

b. 6. 使用実態を解析若しくは設計スペクトルと関連付けて疲労寿命量を計算するために“特別に設計された”疲労寿命モニタリングシステムであって、USMLのサブカテゴリ-VIII(a) 又はECCN 9A610.aのいずれかで規制される航空機のために“特別に設計された”もの（軍用の派生型民間機用のものを除く）；

b. 7. USMLのサブカテゴリ-VIII(a) 又はECCN 9A610.aのいずれかで規制される重量が21,000ポンドを超える航空機で使用するために“特別に設計された”着陸装置、並びにこれらのために“特別に設計された”部品”及び”部分品”（軍用の派生型民間機用のものを除く）；

b. 8. 密着型増設燃料タンク及びこれらのために“特別に設計された”部品”及び”部分品”；

b. 9. MIL-STD-461の要件に準拠する航空機の、電磁妨害 (EMI)（すなわち、伝導妨害波、放射妨害波、伝導妨害感受性、放射妨害感受性）に対する保護のために“特別に設計された”電子”装置”、“部品”、及び”部分品”；

b. 10. デジタル飛行制御システムのためのHOTAS（スティックやスロットルレバーから手を離す事無く、レーダーや兵装の操作を行えるように作られた）操縦装置、HOCAS（コレクティブやサイクリックから

手を離す事無く、レーダーや兵装の操作を行えるように作られた操縦装置)、アクティブインスペクターシステム(すなわち、アクティブサイドスティック式操縦装置アセンブリ、アクティブスロットルクオドラントアセンブリ及びインセプター制御ユニットを組み合わせたもの)、方向舵ペダルアセンブリ、並びにこれらのために“特別に設計された”部品及び部分品；

b. 11. ビークルの統合ヘルスマネジメントシステム(IVHMS)、状態基準保全(CBM)及びフライトデータモニタリング(FDM)システム；

b. 12. 航空機のシステム予知診断及びヘルスマネジメントのために“特別に設計された”装置；

b. 13. アクティブ振動制御装置；又は

b. 14. .50口径以上の砲撃試験(MIL-DTL-5578、MIL-DTL-27422)に合格させるために“特別に設計された”セルフシールの燃料貯蔵袋。

c. からx. [Reserved]

y. ECCN 9A610.yで列挙される貨物の“開発”、“製造”、動作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”特定の“ソフトウェア”。

9D619 9A619で規制される軍用のガスタービンエンジン及び関連貨物、9B619で規制される装置、又は9C619で規制される材料の“開発”、“製造”、動作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”ソフトウェア(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control(s)	Country chart
NS エントリー全体に適用される(9D619.yを除く)。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される(9D619.yを除く)。	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される(9D619.yを除く)。	UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について§740を参照のこと)

CIV：適用できない

TSR：適用できない

STAIについての特別な条件

STA：

(1) 許可例外STAの(c)(1)項(EAR § 740.20(c)(1))は、9D619.bに対しては使用してはならない。

(2) 許可例外STAの(c)(2)項(EAR § 740.20(c)(2))は、9D619のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：USMLのカテゴリーXIXに列挙されている又は別途規定されている物品に直接的に関連するソフトウェアは、USMLのXIX(g)項の規制の対象となる。

関連定義：ナシ

品目：

a. ECCN 9A619(9A619.yを除く)、ECCN 9B619(9B619.yを除く)、又はECCN 9C619で規制される貨物の“開発”、“製造”、動作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”“ソフトウェア”(本エントリーの.b項で規制されるソフトウェアを除く)。

b. 次のいずれかに該当するものの“開発”又は“製造”のために“特別に設計された”“ソフトウェア”：

b. 1. 前面フレーム、タービンセンターフレーム、及び排気フレーム；

b. 2. 低圧圧縮機(すなわち、ファン)の“部分品”及び“部品”であって、次のいずれかに該当するもの：

ノーズコーン、ケーシング、ブレード、ベーン、スプール、シュラウド、ブレードディスク、シャフト及びディスク；

b. 3. 高圧圧縮機の“部分品”及び“部品”であって、次のいずれかに該当するもの：

ケーシング、ブレード、ベーン、スプール、シュラウド、ブレードディスク、シャフト、ディスク及びインペラー；

b. 4. 燃焼器の“部分品”及び“部品”であって、次のいずれかに該当するもの：

ケーシング、燃料ノズル、スワラー、スワラーカップ、デスワラー、ループバルブ、点火器、拡散器、ライナー、チャンバー、カウリング、ドーム及びシェル

b. 5. 高圧タービンの“部分品”及び“部品”であつて、次のいずれかに該当するもの：

ケーシング、シャフト、ディスク、ブレード、ベーン、ノズル、及びチップシュラウド；

b. 6. 低圧タービンの“部分品”及び“部品”であつて、次のいずれかに該当するもの：

ケーシング、シャフト、ディスク、ブレード、ベーン、ノズル、及びチップシュラウド；

b. 7. 推力増強装置の“部分品”及び“部品”であつて、次のいずれかに該当するもの：

ケーシング、フレームホルダー、スプレーバー、パイロットバーナー、推力増強燃料制御装置、フラップ（外部フラップ、収縮フラップ及び分岐フラップ）ガイドリング及び同期リング、並びに火炎検出器及び火炎センサー；

b. 8. 機械的“部分品”及び“部品”であつて、次のいずれかに該当するもの：

燃料計量ユニット及び燃料ポンプ計量ユニット、バルブ（燃料スロットバルブ、メインメタリングバルブ、オイルフローマネジメントバルブ）、熱交換器（空気-空気熱交換器、燃料-空気熱交換器、燃料-オイル熱交換器）、吸気及び排気のデブリモニタリング、シール（カーボンシール、ラビリンスシール、ブラシシール、バランスピストンシール、及びナイフエッジシール）、永久磁石式交流発電機及び直流発電機、渦電流センサー；

b. 9. トルク計アセンブリ（すなわち、ハウジング、シャフト、リファレンスシャフト及びスリーブ）；

b. 10. このECCNで規制されるガスタービンエンジンのために“特別に設計された”デジタルエンジン制御システム（例えば、フルオーソリティーデジタルエンジン制御（FADEC）システム及びデジタル電子エンジン制御（DEEC）システム）；又は

b. 11. このECCNで規制されるガスタービンエンジン及び部分品のために“特別に設計された”エンジンモニタリングシステム（すなわち、予知診断、診断、及び健全性のモニターを行うもの）。

c. からx. [Reserved]

y. ECCN 9A619. y又は9B619. yで列挙される貨物の“開

発”、“製造”、動作、又はメンテナンスのために“特別に設計された”特定の“ソフトウェア”。

9D620 極低温の“超伝導”装置のために“特別に設計された”“ソフトウェア”であつて、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control (s)	Country chart
NS エントリー全体に適用される。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される。	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1
UN エントリー全体に適用される。	UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない

TSR：適用できない

STAIについての特別な条件

STA：許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）は、9D620のいずれの“ソフトウェア”にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

USMLで列挙される物品に直接的に関連する“ソフトウェア”は、そのUSMLのカテゴリーの規制の対象である。

関連定義：ナシ

品目：

ECCN 9A620又は9B620で規制される貨物の“開発”、“製造”、操作、又は保守のために“特別に設計された”ソフトウェア

9D990 9A990又は9B990で規制される装置の“開発”又は“製造”のための“ソフトウェア”（他のエントリーで指定されていないもの）

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s)	Country Chart
ATは、9A990（9A990. aを除く）	AT Column 1

で規制される装置のための”ソフトウェア”に適用される。

ATは、9A990. aのみに規制される装置のための”ソフトウェア”に適用される。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9D991 9A991又は9B991で規制される装置の”開発”又は”製造”のための”ソフトウェア”

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s) Country Chart

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

E. “技術”

注1：ガスタービンエンジンに係る9E001から9E003で規制される”開発”又は”製造””技術”は、修理、リビルド及びオーバーホールのために使用される場合にも規制される。次に該当するものは9E001から9E003の規制から除外される：

損傷した又は使用不能となったライン交換ユニット（エンジン全体又はエンジンのモジュールの交換を含む）の較正、取外し又は交換に直接関連する保守作業に必要な技術資料、図面又は資料。

注2：USMLのカテゴリ－XV (f) 並びにECCNs 9E001、9E002及び9E515は、人工衛星又は”宇宙空間用の飛しょう体”に伝送される又はそれらから伝送されるデータ（実データであるかシミュレートされたデータであるかを問わない）について、”宇宙空間用の飛しょう体”、”宇宙空間用の飛しょう体”のペイロード、又はその附属サブシステム若しくは附属部分品の健全性、運転状態、又は計測若しくは機能又はそれらからの生のセンサー出力についての情報に限定されている場合、規制されない。そのような情報は、カテゴリ－9の製品グループEでいうところにおいて、EARにおける”技術”の定義の範囲内にとらえられる情報の範囲外である。そのような情報の例には以下のものが含まれる（それは一般に”ハウスキーピングデータ”と呼ばれる）：

(i) システム、ハードウェア、部分品構成、及び作動状態の情報のうち、温度、圧力、電力、電流、電圧及びバッテリー充電に関連するもの；

(ii) ”宇宙空間用の飛しょう体”又はペイロードの配置又は位置情報（例えば、状態ベクトル又は衛星位置推定暦情報）；

(iii) ペイロードの未開のミッション又は科学出力（例えば、画像、スペクトル、粒子計測、又はフィールド計測）；

(iv) コマンド応答；

(v) 正確な計時情報；及び

(vi) リンクバジェットデータ

上記の遠隔測定データを処理する行為—すなわち生データを工学単位又は読み取り可能な結果に変換すること—又はそれを暗号化することは、それ自体としては、その遠隔測定データをITAR又は9A515でいうところのECCN 9E515、又は9A004でいうところのECCN 9E001若しくは9E002の対象とさせるものではない。USMLのカテゴリ－XV又はECCN 9A515で規制される品目に直接的に関連する機密扱いのすべての技術資料及びその機密扱いの技術資料を使用する防衛役務は、依然としてITARの対象である。

この注釈は9A515でいうところの”宇宙空間用の飛しょう体”、ペイロード、又はその附属サブシステムを制御するソフトウェアソースコード又はコマンドに関するUSMLのカテゴリ－XV (f)、ECCN 9D515、又はECCN

9E515における規制には影響を及ぼさない。

また、この注釈は、9A004でいうところの“宇宙空間用の飛しょう体”、ペイロード、又は附属サブシステムを制御するソフトウェアのソースコード又はコマンドに関して、ECCN 9D001、9D002、9E001、又は9E002での規制には影響を及ぼさない。

9E001 9A001. b、9A004、9A012、9B (ECCN 9B604、9B610、9B619、9B990、及び9B991を除く)、又はECCN 9D001から9D004、9D101、若しくは9D104で規制される装置又は“ソフトウェア”の“開発”に係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”

許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control (s) Country Chart

NSは、NS理由により9A001. b、9A004、9A012、9B001から9B010、9D001から9D004で規制される品目に係る“技術”に適用される。

MTは、MT理由で9A012、9B001、9B002、9B003、9B004、9B005、9B007、9B105、9B106、9B115、9B116、9B117、9D001、9D002、9D003、又は9D004で規制される品目に係る“技術”に適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：このエントリーに掲げる技術の、カントリーグループA:6（EAR § 740付則 1参照）にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外STAを使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) 9E101及び1E002. f（規制される構造体、積層

体又は材料の修理に係る”技術”に対する規制）も参照のこと。

(2) ECCN 9A005から9A011で規定される装置又はECCN 9D103及び9D105で規定される“ソフトウェア”の“開発”のために必要な“技術”は、“ITARの対象”である。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9E002 ECCN 9A001. b、9A004、又は9B (ECCN 9B117、9B604、9B610、9B619、9B990、及び9B991を除く)で規制される装置の“製造”に係るGeneral Technology Noteの対象となる”技術”

許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT

Control (s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

MTは、MT理由で9A012、9B001、9B002、9B003、9B004、9B005、9B007、9B104、9B105、9B106、9B115、9B116、9B117、9D001、9D002、9D003、又は9D004で規制される品目に係る“技術”に適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：このエントリーに掲げる技術の、カントリーグループA:6（EAR § 740付則 1参照）にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外STAを使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) 9E102も参照のこと。

(2) 規制される構造体、積層体又は材料の修理に

係る”技術”については、1E002. fも参照のこと。

(3) ECCN 9A005から9A011で規定される装置の”製造”のために必要な”技術”は、”ITARの対象”である。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9E003 その他の”技術”であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、SI、AT

Control(s) Country Chart

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

SIは、9E003. a. 1からa. 8、. h、. i及び. kに適用される。詳細情報についてはEAR § 742. 14を参照のこと。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743. 1を参照のこと。
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明については § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

STAIについての特別な条件

STA：9E003. a. 1、9E003. a. 2からa. 5、9E003. a. 8、又は9E003. hに掲げる技術の、カントリーグループA:6 (EAR § 740付則 1参照) にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外STAを使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) 軍事用途若しくは軍事目的で特別に設計、改造又は装備されたホットセクションの”技術”、又は主として米国国防総省の資金提供で開発されたホットセクション[運転中のタービンエンジンの燃焼ガスに常時曝される部分]の”技術”は、”ITARの対象”である(22 CFR § 120から § 130を参照のこと)。

(2) ”技術”が実際に民間”航空機”用エンジン事業に適用される場合、EARの対象となる。輸出者は、ケースバイケースで、特定の輸出に関して商務省の輸出許可を申請する際には用途が民間事業であることを示す証拠資料の提出、或いは広範囲のカテゴリーの”航空機”、エンジン、”部品”又は”部分品”で使用される場合においては国務省の貨物の管轄権決定のいずれかを通して、民間用途であることの立証を求めることができる。

関連定義：ナシ

品目：

a. 次のいずれかに該当するガスタービンエンジンの”部品”、”部分品”又はシステムの”開発”又は”製造”に”必要”な”技術”：

a. 1. 一方向性凝固(DS)又は単結晶(SC)合金から作られたガスタービンエンジンのブレード、ベーン又は”チップシュラウド”であって、ミラー指数001の方向における応力破断寿命が、1, 273K(1, 000°C)の温度、200メガパスカルの応力において、平均特性値で400時間を超えるもの；

Technical Note:9E003. a. 1でいうところにおいて応力破断寿命試験は、一般的に試験片に対して行われる。

a. 2. 燃焼器であって、次のいずれかに該当するものを有するもの：

a. 2. a. ‘熱遮蔽ライナー’であって、’燃焼器の出口温度’が1, 883K(1, 610°C)を超える温度で動作するように設計されたもの；

a. 2. b. 非金属ライナー；

a. 2. c. 非金属シェル。；又は

a. 2. d. 9E003. c で指定されるパラメータに合致する冷却孔を有するライナーであって、’燃焼器の出口温度’が1, 883K(1, 610°C)を超える温度で動作するように設計されたもの；

注：9E003. a. 2 における冷却孔に関して”必要”な”技術”は、当該孔の幾何学的位置の導出に限定される。

Technical Notes：

1. ‘熱遮蔽ライナー’は、機械的な負荷を逃がすように設計された支持構造及び燃焼熱から支持構造を保護するように設計された燃焼面に接する構造を有す

るものをいう。この燃焼面の構造体及び支持構造体は、互いに独立した熱的変位（熱負荷による機械的変位）特性を有しており、すなわち、それらは熱的に分離されている。

2. '燃焼器出口温度'は、ガスタービンエンジンが証明を受けた最大連続使用温度の"定常状態モード"~~'定常状態モード'~~にて動作している状態において、燃焼器出口面とタービン入口案内翼の前縁との間の平均よどみ点温度（すなわち、SAE[米国自動車技術者協会]規格ARP 755Aに定義されるエンジンステーションT40[燃焼器出口温度]にて計測されたものをいう）をいう。

注意：冷却孔を製造するために"必要な"技術"については、9E003.cを参照のこと。

a. 3. "部品"又は"部分品"であって、次のいずれかに該当するもの：

a. 3. a. 588K(315°C)を超える温度で使用することができるように設計された有機"複合"材料を原料として製造されるもの；

a. 3. b. 次のいずれかより製造されたもの：

a. 3. b. 1. 金属"マトリックス""複合材料"であって、次のいずれかに該当する材料により強化されたもの：

a. 3. b. 1. a. 1C007で指定される材料；

a. 3. b. 1. b. 1C010で指定される"繊維及びフィラメント材料"；若しくは

a. 3. b. 1. c. 1C002.aで指定されるアルミニウムの化合物；又は

a. 3. b. 2. 1C007で指定されるセラミック"マトリックス""複合"材料；又は

a. 3. c. ステーター、ベーン、ブレード、チップシール、チップシュラウド、回転ブリング、回転ブリスク、若しくは'スプリッターダクト'であって、次のすべてに該当するもの：

a. 3. c. 1. 9E003.a. 3. aで指定されていないもの；

a. 3. c. 2. 圧縮機又はファンのために設計されたもの；かつ

a. 3. c. 3. 1.C. 10. e. で指定される物質と1C008で指定される樹脂を原料として製造されたもの；

Technical Note：'スプリッターダクト'は、エンジンのバイパスとコア部分の間の空気流量の初期分離を行うものをいう。

a. 4. 無冷却式のタービンブレード、ベーン、"チップシュラウド"であって、1,373K(1,100°C)以上の'ガス流路温度'で使用するように設計されたもの；

a. 5. 冷却式のタービンブレード、ベーン又は"チップシュラウド"（9E003.a.1で定めるものを除く）であって、1,693K(1,420°C)以上のガス流路温度で使用するように設計したもの；

Technical Note： ~~Technical Notes~~

1. 'ガス流路温度'とは、ガスタービンエンジンが証明又は指定を受けた最大連続使用温度の"定常状態モード"~~'定常状態モード'~~にて動作している状態におけるタービン前縁面における平均よどみ点温度をいう。

~~2. 用語'定常状態'は、エンジンの吸気口の周囲の大気温度及び気圧が一定の場合において、当該ガスタービンエンジンのパラメータ（例えば、推力/馬力、回転数及びその他のパラメータ）にはっきりと感知できる変動がないエンジンの運転状態をいう。~~

a. 6. 固相接合法を用いてタービンブレードの翼部とディスク部を接合したもの；

a. 7. ガスタービンエンジンの"部品"又は"部分品"であって、2E003.bで規制される"拡散接合""技術"を用いたもの；

a. 8. '損傷許容設計された'ガスタービンエンジンの回転"部品"又は"部分品"であって、1C002.bで規制される粉末冶金材料を用いたもの；又は

Technical Note：'損傷許容設計された'"部品"又は"部分品"は、"損傷許容設計された"部分品は、亀裂成長を予測し、限定するための方法論と実証を用いて設計したものをいう。

a. 9. [Reserved]

注意："FADECシステム"については、9E003.hを参照のこと。

a. 10. [Reserved]

注意：流路の形状を可変にするためのものについては、9E003.iを参照のこと。

a. 11. 中空のファンブレードであって、スパン中間での支持がないもの；

b. 次のいずれかに該当するものの“開発”又は“製造”に“必要”な“技術”：

b. 1. 風洞用の模型であって、流れの状態に影響を与えない形のセンサーを用いたもののうち、センサーからデータ収集装置にデータを送信できるもの；又は

b. 2. “複合材料”を用いたプロペラブレード又はプロップファンであって、マッハ数が0.55を超える速度において、2,000kWを超える負荷を吸収することができるもの；

c. 9E003. a. 1、9E003. a. 2又は9E003. a. 5で指定される“技術”のいずれかを用いたガスタービンエンジンの“部品”又は“部分品”における冷却孔であって、次のいずれかに該当するものの穴あけ加工に“必要”な“技術”：

c. 1. 次のすべてに該当するもの：

c. 1. a. 最小‘断面積’が、0.45mm²未満のもの；

c. 1. b. ‘アスペクト比[Hole shape ratio]’が、

4.52を超えるもの；かつ

c. 1. c. ‘穴あけ角度’が25度以下のもの；

c. 2. 次のすべてに該当するもの：

c. 2. a. 最小‘断面積’が、0.12mm²未満のもの；

c. 2. b. ‘アスペクト比[Hole shape ratio]’が、

5.65を超えるもの；かつ

c. 2. c. ‘穴あけ角度’が25度を超えるもの；

注：9E003. c は、端から端までまっすぐな一定の半径の円筒状の穴であって、当該部分品の外部表面から入って出る穴を製作する“技術”には適用されない。

Technical Notes：

1. 9E003. c でいうところにおいて、‘断面積’は、当該穴の中心線に対する直角平面における穴の面積をいう。

2. 9E003. c でいうところにおいて、‘アスペクト比[Hole shape ratio]’は、当該穴の中心線の標準長さを、その最小‘断面積’の平方根で除したものをいう。

3. 9E003. c でいうところにおいて、‘穴あけ角度’は、翼面に接する平面と穴の中心線が翼面と交わる点における穴の中心線との間で計測される鋭角をいう。

4. 9E003. c における穴を製作する加工方法技術には、“レーザー”ビーム加工、ウォータージェット加工、電解加工（ECM）又は放電加工（EDM）による加工方法を含む。

d. ヘリコプターの動力伝達装置又はチルトローター若しくはチルトウィングを用いた“航空機”の動力伝達装置の“開発”又は“製造”に“必要”な“技術”；

e. 車両用の往復動ディーゼルエンジンであって、次のすべてに該当するものの“開発”又は“製造”に係る“技術”：

e. 1. ‘エンジン体積’が1.2m³以下のもの；

e. 2. グロス軸出力が80/1269/EEC、ISO 2534又は同等の国家規格で、750kWを超えるもの；かつ

e. 3. 出力密度（グロス軸出力をエンジン体積で除した値）が、700kW/m³を超えるもの；

Technical Note：‘エンジン体積’は、次に掲げる方法で測定された3つの垂直寸法の積である：

エンジン長さ：前部フランジからフライホイール側端面までのクランク軸の長さをいう；

エンジン幅：次のいずれかの中で最大のものをいう：

a. バルブカバーの一方の外縁から反対側の外縁までの距離；

b. シリンダーヘッドの一方の外縁から反対側の外縁までの距離；又は

c. フライホイールハウジングの直径；

エンジン高さ：次のいずれかの中で最大のものをいう：

a. クランク軸の中心線からバルブカバー（又はシリンダーヘッド）の上面までの距離にストロークの2倍を加えたもの；又は

b. フライホイールハウジングの直径；

f. 高出力ディーゼルエンジンのために“特別”に設計した“部品”又は“部分品”の“製造”に“必要”な“技術”であって、次のいずれかに該当するもの：

f. 1. 次のすべての“部品”及び“部分品”が1C007で規制されるセラミック材料で作られたエンジンの“製造”に“必要”な“技術”：

f. 1. a シリンダーライナ；

- f. 1. b. ピストン；
- f. 1. c. シリンダーヘッド；及び
- f. 1. d. 一つ以上のその他の“部品”又は“部分品”（排気ポート、ターボ過給機、バルブガイド、バルブ組立品又は絶縁された燃料噴射装置を含む）；
- f. 2. ターボ過給機であって、その一段の圧縮機が次のすべてに該当するものの“製造”に“必要”な“技術”：
- f. 2. a. 圧力比が4:1以上で動作するもの；
- f. 2. b. 流量が1分につき30kg以上130kg以下のもの；及び
- f. 2. c. 圧縮器又はタービン部分の流路面積を変えることができるもの；
- f. 3. 燃料噴射装置であって、動粘度の範囲がガソリン燃料（310.8K(37.8°C)において0.5センチストロクス）からディーゼルエンジン燃料（310.8K(37.8°C)において2.5センチストロクス）のいずれの燃料（例えば、ディーゼル燃料又はジェット燃料）にも用いることができるように“特別に設計した”もののうち、次のすべてに該当するものの“製造”に“必要”な“技術”：
- f. 3. a. 噴射量が1気筒1噴射当たり230立方ミリメートルを超えるもの；及び
- f. 3. b. 適切なセンサーを用いることにより、燃料の特性に応じて同じトルク特性を得るように調速機を自動的に切り替えることができるように“特別に設計された”電子制御機能；
- g. ピストンのトップリングの上死点位置において計測したシリンダーの壁面温度が723K(450°C)を超える温度で使用することができる高出力ディーゼルエンジンであって、シリンダー壁面に固体、気相又は液体（又はこれらを組合わせたもの）の潤滑剤を用いたものの“開発”又は“製造”に“必要”な“技術”；
- Technical Note:** ‘高出力ディーゼルエンジン’は、定格速度が2,300rpm以上~~r.p.m.~~の条件において、速度が2,300rpm~~r.p.m.~~における正味平均有効圧力の仕様が1.8メガパスカル以上のディーゼルエンジンをいう。
- h. ガスタービンエンジンの“フルオーソリティーデジタルエンジン制御システム[FADECシステム]”に係る“技術”であって、次のいずれかに該当するもの：

- h. 1. エンジンの推力又は軸出力を制御する“FADECシステム”に必要な“部品”又は“部分品”の機能的な要求性能（例えば、フィードバックセンサの時定数及び精度、燃料弁スルーレート）を引き出すための“開発”に係る“技術”；
- h. 2. エンジンの推力又は軸出力を調整するために用いられる“FADECシステム”に固有のエンジンの制御及び診断を行う“部品”又は“部分品”の“開発”又は“製造”に係る“技術”；
- h. 3. エンジンの推力又は軸出力を調整するために用いられる“FADECシステム”に固有の制御則アルゴリズム（“ソースコード”を含む）の“開発”に係る“技術”。

注: 9E003. h. は、エンジン及び“航空機”の機体の統合に関する技術資料であって、一般の航空路線で使用するためにワッセナーアレンジメント参加国の1か国以上の国の民間航空機関により公開を要請されるもの（例えば、据付マニュアル、作業指示書、継続耐空性に係る指示書）又はインタフェース機能（例えば、入出力処理、機体の推力若しくは軸出力要求）には適用されない。

- i. ガスジェネレータータービン、ファンタービン、パワータービン、若しくはプロペリングノズルに係るエンジンの安定性を維持するために設計した流路の形状を可変にするためのシステムに係る“技術”であって、次のいずれかに該当するもの：
- i. 1. エンジンの安定性を維持する“部品”又は“部分品”から機能を発揮させるための“開発”“技術”；
- i. 2. 流路の形状を可変にするためのシステムに固有の“部品”又は“部分品”であって、エンジンの安定性を維持するものに係る“開発”又は“製造”“技術”；
- i. 3. 流路の形状を可変にするためのシステムに固有の制御則アルゴリズム（“ソースコード”を含む）であって、エンジンの安定性を維持するものに係る“開発”“技術”；

Note: 9E003. iは、次のいずれかに該当するものに係る“技術”には適用されない：

- a. 入口案内翼；
- b. 可変ピッチファン若しくは可変プロップファン；

- c. 可変圧縮翼；
- d. 圧縮機のブリードバルブ；又は
- e. 逆推力のために流路の形状を可変にするためのもの。
- j. ガスタービンエンジンを装備した固定翼“航空機”のために設計された翼折りたたみシステムの“開発”のために“必要な”技術”。
- 注意：** USMLのカテゴリ-VIII (a) で指定される固定翼“航空機”のために設計された翼折りたたみシステムの“開発”のために“必要な”技術”については、USMLのカテゴリ-VIII (i) を参照のこと。
- k. 9E003. a. 1からa. 8、a. 10及び.hで別途規制されていない“技術”であって、米国軍需品リストで規制されている軍用エンジンの民生転用品のホットセクション[運転中のタービンエンジンの燃焼ガスに常時曝される部分]の“部品”又は“部分品”の“開発”、“製造”又はオーバーホールで一般に用いられているもの。

9E018 9A018で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“技術”

- (a) 航空機、燃料補給機、地上用装置、パラシュート、ハーネス、及び計器飛行訓練装置、に加えて、上記のための“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”であって、2013年10月15日の直前に9A018. a. 1、. a. 3、. c、. d、. e、又は.fに番号分類されていたものに関連する技術については、ECCN 9E610を参照のこと。
- (b) 軍用訓練機用のターボプロップエンジン並びにこれらのための“部品”及び“部分品”であって、2013年10月15日の直前にECCN 9A018. a. 2又は.a. 3に番号分類されていたものに関連する技術については、ECCN 9E619を参照のこと。
- (c) 特定の装甲された陸上輸送車両であって、2014年1月6日以前にECCN 9A018. bに番号分類されていたものに関連する技術は、EAR99 (OE606を参照のこと) である。

9E101 ECCN 9A012 (9A012に掲げるMT規制品目に係る“製造”技術”にのみ適用される)、9A101 (9A101. bに掲げる品目であって、“ITARの対象”となるもの(22

CFR § 121を参照のこと)を除く)、9A106. d若しくは. e、9A110 (9A012で規制される非軍用無人航空機のために“特別に設計された”品目に対するもの)、9C110、9D101、又は9D104で規制される貨物又は“ソフトウェア”の“開発”又は“製造”に係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s)

Country Chart

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：

ECCN 9A101. b (EARの対象となる品目を除く)、9A103、9A105、9A106. a、. b、及び. c、9A107から9A109、9A110 (ミサイルシステム及びサブシステムで使用するために“特別に設計された”品目に対するもの)、9A111、9A115から9A119、9D103、及び9D105で指定される品目のために必要な“技術”は、“ITARの対象”である(22 CFR § 120から § 130を参照のこと)。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9E102 ECCN 9A004 (9A004に掲げる品目であって、“ITARの対象”となるもの(22 CFR § 121を参照のこと)を除く)、9A012、9A101 (9A101. bに掲げる品目であって、“ITARの対象”となるもの(22 CFR § 121を参照のこと)を除く)、9A106. d若しくは. e、9A110 (9A012で規制される非軍用無人航空機のために“特別に設計された”品目に対するもの)、9B105、9B106、9B115、9B116、9D101、又は9D104で規制される貨物又はソフトウェアの“使用”に係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s) Country Chart
 MT エントリー全体に適用される。 MT Column 1
 AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
 について § 740を参照のこと）

CIV : 適用できない。

TSR : 適用できない。

規制品目リスト

関連規制 :

(1) 本エントリーでいうところの“使用”“技術”は、
 MT理由により規制される品目及びそれらのサブ
 システムに限定される。

(2) ECCN 9A004 (EARの対象となる品目を除く)、
 9A005から9A011、9A101.b (EARの対象となる品目
 を除く)、9A104、9A105、9A106.a、.b、及び.c、
 9A107から9A109、9A110 (ミサイルシステム及び
 サブシステムで使用するために“特別に設計され
 た”品目に対するもの)、9A111、9A115から9A119、
 9D103、及び9D105で指定される品目に係る“技術”
 は、“ITARの対象”である(22 CFR § 120から § 130
 を参照のこと)。

関連定義 : ナシ

品目 :

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

**9E515 “宇宙空間用の飛しょう体”及び関連貨物の
 “開発”、“製造”、動作、据付、メンテナンス、修理、
 オーバーホール、若しくは分解修理のために“必要な
 ”“技術”であって、次のいずれかに該当するもの（規
 制品目リスト参照）**

許可要求事項

規制理由 : NS、MT、RS、AT

Control(s) Country Chart
 NS エントリー全体に適用される NS Column 1
 (9E515.yを除く)。
 MT MT理由で規制される9A515.d、 MT Column 1
 9A515.e.2及び9B515.aに掲げる品
 目にかかる技術に適用される。
 RS エントリー全体に適用される RS Column 1
 (9E515.yを除く)。
 AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

許可要求事項の注釈 : 商務省のカントリーチャー
 トは、ECCN 9E515.fに番号分類される貨物に対する
 輸出許可要求事項の決定に用いられない。 §
 742.6(a)(8)を参照のこと（この項では、当該貨物が
 全世界に及ぶ輸出許可要求事項の対象になることを
 指定している）。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明
 について § 740を参照のこと）

CIV : 適用できない

TSR : 適用できない

STAについての特別な条件

STA :

(1) 許可例外STAの(c)(1)項 (EAR § 740.20(c)(1))
 は、9E515.b、.d、.e、又は.fに対して使用してはな
 らない(ただし、§ 740.20(g)(9x515及び“600シリ
 ーズ”品目についての許可例外STAの適格性請求)に
 従って、許可例外STAが適格であるとBISが決定した
 場合を除く)。

(2) 許可例外STAの(c)(2)項 (EAR § 740.20(c)(2))
 は、9E515に掲げるいかなる“技術”に対しても使用し
 てはならない。

規制品目リスト

関連規制 :

USMLのカテゴリーXVで列挙される物品に直接的
 に関連する技術資料は、USMLのXV(f)項の規制の
 対象である。特定の“宇宙用に設計された”品目
 について、ECCN 3E001、3E003、6E001、及び6E002
 も参照のこと。国際宇宙ステーション、ジェイム
 ズ・ウェブ宇宙望遠鏡(JWST)及びそれらのた
 めに“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附
 属品”及び“アタッチメント”に係る技術について、
 9E001及び9E002を参照のこと。打上げ用の飛しょ
 う体の結合に関連する技術資料及び防衛役務に
 対する規制について、USMLのカテゴリーXV(f)を
 参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. ECCN 9A515(9A515.a.1、.a.2、.a.3、.a.4、.b、.d、.e、
 若しくは.g)、ECCN 9B515で規制される貨物又はECCN
 9D515で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、
 据付、修理(確立された手順を超える軌道上での異

常解決及び分析を含む)、オーバーホール若しくは分解修理のために“必要な”技術”

b. ECCN 9D515. bで規制されるソフトウェアの“開発”、“製造”、故障解析又は異常解決のために“必要な”技術”

c. [RESERVED]

d. ECCN 9A515. dで規制される貨物の“開発”、“製造”、動作、故障解析又は異常解決のために“必要な”技術”

e. ECCN 9A515. eで規制される貨物の“開発”、“製造”、動作、故障解析又は異常解決のために“必要な”技術”

f. ECCN 9A515. a. 1、. a. 2、. a. 3、. a. 4、若しくは. gで規制される貨物の“開発”、“製造”、設置、修理(確立された手順を超える軌道上での異常解決及び分析を含む)、オーバーホール、又は分解修理に“必要な”技術”。

g. からx. [Reserved]

y. ECCN 9A515. y又は9D515. yで列挙される貨物又はソフトウェアの“製造”、“開発”、操作、設置、保守、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”特定の”技術”。

注1 : [Reserved]

注2 : 宇宙飛行(例えば、弾道飛行、軌道飛行、月飛行、惑星間飛行、若しくはその他の形態で地球の軌道を越える飛行)の搭乗者若しくは関係者の体験に直接的に関連する若しくはそのために必要な行為及び技術/技術資料(搭乗者若しくは関係者の体験が宇宙観光旅行、科学的若しくは商業的な研究、商業的な製造/生産行為、教育、メディア、若しくは商業的な輸送のいずれを目的とするかを問わない)は、ITAR若しくはEARの対象とはならない。

そのような行為及び技術/技術資料には、次のいずれかに該当するものに直接的に関連する若しくはそれらのために必要なものが含まれる :

(i) “宇宙空間用の飛しょう体”へのアクセス、立入り、及び退出 (“宇宙空間用の飛しょう体”のすべてのドア、ハッチ及びエアロックの操作を含む) ;

(ii) 生理的トレーニング(例えば、人間評価用遠心力訓練若しくは放物線飛行、圧力服若しく

は宇宙服の訓練/操作) ;

(iii) 宇宙飛行の搭乗者若しくは関係者の医学的評価若しくはアセスメント ;

(iv) 健康及び安全に関連するハードウェア(例えば、環境制御及び生命維持、衛生設備、食品調製、運動装置、消火設備、通信装置、安全服若しくはヘッドギア)又は緊急処置の搭乗者若しくは関係者のための訓練及びそれらの者による操作 ;

(v) 宇宙空間用の飛しょう体若しくは地上のモックアップの室内及び室外のビューイング ;

(vi) “宇宙空間用の飛しょう体”のオペレーションの観測(例えば、飛行前のチェック、着陸、飛行中の状態) ;

(vii) “宇宙空間用の飛しょう体”の操作以外の目的で使用される搭乗者若しくは関係者の装置に接続したり操作するための“宇宙空間用の飛しょう体”若しくは地上のモックアップにおける訓練 ; 又は

(viii) 搭乗者若しくは関係者の飛行服、与圧服、若しくは宇宙服、及び個人用装備品の装着、着衣、若しくは利用。

9E604 ECCN 9A604若しくは9B604で規制される貨物、又はECCN 9D604で規制される”ソフトウェア”の“開発”、“製造”、操作、設置、保守、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由 : NS、RS、MT、AT、UN

Control(s) Country Chart
(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される NS Column 1

RS エントリー全体に適用される RS Column 1

MTは、本エントリーの. a項で規定 NS Column 1

される”技術”であって、ECCN 9A604、9B604又は9D604でMT理由のために規制される貨物及び”ソフトウェア”のためのものに適用される。

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない

TSR：適用できない

STAIについての特別な条件

STA：許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）は、このECCN 9E604のいずれの品目にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) USMLのカテゴリーIVで列挙又はその他の形態で規定される物品に直接的に関連する技術資料は、USMLのカテゴリーIV(i)で規制される。

(2) CCLで規制されるミサイル及び関連品目の“開発”、“製造”、及び“使用”に係る“技術”に対する規制については、ECCN 9E002、9E101、及び9E102についても参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. ECCN 9A604若しくは9B604で規制される貨物、又はECCN 9D604で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、操作、設置、保守、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”。

b. [Reserved]

9E610 9A610で規制される軍用機及び関連貨物、9B610で規制される装置、9C610で規制される材料、又は9D610で規制されるソフトウェアの“開発”、“製造”、動作、据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、MT、AT、UN

Control(s)

Country chart

NS エントリー全体に適用される
(9E610.yを除く)。

NS Column 1

RS エントリー全体に適用される
(9E610.yを除く)。

RS Column 1

MT 9A610、9B610、又は9D610においてMT理由で規制される貨物又はソフトウェアの“開発”、“製造”、動作、据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”に適用される。

MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。
UN エントリー全体に適用される
(9E610.yを除く)。

AT Column 1

UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない

TSR：適用できない

STAIについての特別な条件

STA：

(1) 許可例外STAの(c)(1)項（EAR § 740.20(c)(1)）は、9E610.bに対しては使用してはならない。

(2) 許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）は、9E610のいずれの技術にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：USMLのカテゴリーVIIIに列挙されている又は別途規定されている物品に直接的に関連する技術資料は、USMLのVIII(i)項の規制の対象となる。

関連定義：ナシ

品目：

a. ECCN 9A610、9B610、9C610、又は9D610で規制される貨物又はソフトウェアの“開発”、“製造”、動作、据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”（本エントリーの.b又は.y項で規制される技術を除く）。

注：本エントリーのb.1項からb.15項で記述される品目の“製造”のために“必要な”ビルドトゥープリント技術”は、9E610.aに番号分類される。

[ビルドトゥープリント[build-to-print]とは、技術図面及び仕様書（加工情報若しくはノウハウの情報を含まない）から、最終製品（すなわち、システム、サブシステム若しくは部分品）を、追加の技術援助

を必要とすることなく、製造することをいう。]

b. 次のいずれかに該当するものの“開発”又は“製造”のために“必要な”“技術” (“ビルドトゥープリント技術”を除く) :

- b. 1. 静的構造体の部材 ;
- b. 2. 外皮層、脱着式整形板、非着脱式整形板、レードーム、点検口及びパネル、並びに飛行中オープニング用扉 ;
- b. 3. 操縦翼、翼前縁、翼後縁、及び翼前縁フラップシール ;
- b. 4. USMLのカテゴリーVIIIで規制される戦闘機、攻撃機又は爆撃機のために“特別に設計された”翼前縁フラップ作動システム用貨物 (すなわち、パワードライブユニット、ギア式ロータリーアクチュエーター、トルクチューブ、非対称ブレーキ、ポジションセンサー、及び直角ギアボックス) ;
- b. 5. エンジン吸気口及びエンジンダクト ;
- b. 6. 使用実態を解析若しくは設計スペクトルと関連付けて疲労寿命量を計算するために“特別に設計された”疲労寿命モニタリングシステムであって、USMLのサブカテゴリーVIII (a) 又はECCN 9A610. aのいずれかで規制される航空機のために“特別に設計された”もの (軍用の派生型民間機用のものを除く) ;
- b. 7. USMLのサブカテゴリーVIII (a) 又はECCN 9A610. aのいずれかで規制される重量が21,000ポンドを超える航空機で使用するために“特別に設計された”着陸装置、並びにこれらのために“特別に設計された”“部品”及び“部分品” (軍用の派生型民間機用のものを除く) ;
- b. 8. 密着型増設燃料タンク及びこれらのために“特別に設計された”“部品”及び“部分品” ;
- b. 9. MIL-STD-461の要件に準拠する航空機の、電磁妨害 (EMI) (すなわち、伝導妨害波、放射妨害波、伝導妨害感受性、放射妨害感受性) に対する保護のために“特別に設計された”電子“装置”、“部品”、及び“部分品” ;
- b. 10. デジタル飛行制御システムのためのHOTAS (スティックやスロットルレバーから手を離す事無く、レーダーや兵装の操作を行えるように作られた) 操縦装置、HOCAS (コレクティブやサイクリックから手を離す事無く、レーダーや兵装の操作を行えるよ

うに作られた操縦装置)、アクティブインスペクターシステム (すなわち、アクティブサイドスティック式操縦装置アセンブリ、アクティブスロットルクオドラントアセンブリ及びインセプター制御ユニットを組み合わせたもの)、方向舵ペダルアセンブリ、並びにこれらのために“特別に設計された”部品及び部分品 ;

b. 11. ビークルの統合ヘルスマネジメントシステム (IVHMS)、状態基準保全 (CBM) 及びフライトデータモニタリング (FDM) システム ;

b. 12. 航空機のシステム予知診断及びヘルスマネジメントのために“特別に設計された”装置 ;

b. 13. アクティブ振動制御装置 ; ~~又は~~

b. 14. .50口径以上の砲撃試験 (MIL-DTL-5578、MIL-DTL-27422) に合格させるために“特別に設計された”セルフシールの燃料貯蔵袋 ; 又は

b. 15. 9A610. xで規制される“部品”又は“部分品”であって、USMLのカテゴリーVIII (h) (7) で規制される耐損傷又は耐故障飛行制御システムのために“特別に設計された”ものの“開発”又は“製造”のために“必要な”“技術”。

c. からx. [Reserved]

y. ECCN 9A610. y又は9D610. yで列挙される貨物又はソフトウェアの“製造”、“開発”、動作、据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”特定の“技術”。

9E619 9A619で規制される軍用のガスタービンエンジン及び関連貨物、9B619で規制される装置、9C619で規制される材料、又は9D619で規制されるソフトウェアの“開発”、“製造”、動作、据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術 (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由 : NS、RS、AT、UN

Control (s)	Country chart
NS エントリー全体に適用される (9E619. yを除く)。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される (9E619. yを除く)。	RS Column 1
AT エントリー全体に適用される。	AT Column 1

UN エントリー全体に適用される
(9E619.yを除く)。

UN規制について
は、§ 746.1(b)
を参照のこと。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと)

CIV : 適用できない

TSR : 適用できない

STAIについての特別な条件

STA :

(1) 許可例外STAの(c) (1) 項 (EAR § 740.20(c) (1))
は、9E619.b又は.cに対しては使用してはならない。

(2) 許可例外STAの(c) (2) 項 (EAR § 740.20(c) (2))
は、9E619のいずれの技術にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制 : USMLのカテゴリ-XIXに列挙されている
又は別途規定されている物品に直接的に関連
する技術資料は、USMLのカテゴリ-XIX(g)の規制
の対象となる。

関連定義 : ナシ

品目 :

a. ECCN 9A619 (9A619.yを除く)、ECCN 9B619 (9B619.y
を除く)、ECCN 9C619、又はECCN 9D619 (9D619.yを
除く) で規制される品目の“開発”、“製造”、動作、
据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は
修復のために“必要な”技術” (本エントリーの.b項
又は.c項で規制される“技術”を除く)。

注 : 本エントリーのb.1項からb.10項で記述され
る品目の“製造”のために“必要な”ビルドトウープリ
ント技術”は、9E619.aに番号分類される。

b. 次のいずれかに該当するものの“開発”又は“製造”
のために“必要な”技術” (“ビルドトウープリント技
術”を除く) :

b.1. 前面フレーム、タービンセンターフレーム、
及び排気フレーム ;

b.2. 低圧圧縮機 (すなわち、ファン) の“部分品
”及び“部品”であって、次のいずれかに該当するも
の :

ノーズコーン及びケーシング ;

b.3. 高圧圧縮機の“部分品”及び“部品”であって、

次のいずれかに該当するもの :

ケーシング ;

b.4. 燃焼器の“部分品”及び“部品”であって、次
のいずれかに該当するもの :

ケーシング、燃料ノズル、スワラー、スワラーカ
ップ、デスワラー、ループバルブ、及び点火器 ;

b.5. 高圧タービンの“部分品”及び“部品”であっ
て、次のいずれかに該当するもの :

ケーシング ;

b.6. 低圧タービンの“部分品”及び“部品”であっ
て、次のいずれかに該当するもの :

ケーシング ;

b.7. 推力増強装置の“部分品”及び“部品”であっ
て、次のいずれかに該当するもの :

ケーシング、フレームホルダー、スプレーバー、
パイロットバーナー、推力増強燃料制御装置、フ
ラップ (外部フラップ、収縮フラップ及び分岐フ
ラップ) ガイドリング及び同期リング、並びに火
炎検出器及び火炎センサー ;

b.8. 機械的“部分品”及び“部品”であって、次の
いずれかに該当するもの :

燃料計量ユニット及び燃料ポンプ計量ユニット、
バルブ (燃料スロットルバルブ、メインメータリ
ングバルブ、オイルフローマネジメントバルブ)、
熱交換器 (空気-空気熱交換器、燃料-空気熱交
換器、燃料-オイル熱交換器)、吸気及び排気の
デブリモニタリング、シール (カーボンシール、
ラビリンスシール、ブラシシール、バランスピス
トンシール、及び“ナイフエッジ”シール)、永久
磁石式交流発電機及び直流発電機、渦電流センサ
ー ; 又は

b.9. トルク計アセンブリ (すなわち、ハウジ
ング、シャフト、リファレンスシャフト及びスリー
ブ) ; 又は

b.10. ECCN 9C619.bで規制される材料。

c. 次のいずれかに該当するものの“開発”又は“製造”
のために“必要な”技術” :

c.1. 低圧圧縮機 (すなわち、ファン) の“部分品
”及び“部品”であって、次のいずれかに該当するも
の :

ブレード、ベーン、スプール、シュラウド、ブレ

- ードディスク、シャフト及びディスク；
- c. 2. 高圧圧縮機の“部分品”及び“部品”であって、次のいずれかに該当するもの：
- ブレード、ベーン、スプール、シュラウド、ブレードディスク、シャフト、ディスク及びインペラー；
- c. 3. 燃焼器の“部分品”及び“部品”であって、次のいずれかに該当するもの：
- 拡散器、ライナー、チャンバー、カウリング、ドーム及びシェル；
- c. 4. 高圧タービンの“部分品”及び“部品”であって、次のいずれかに該当するもの：
- シャフト及びディスク、ブレード、ベーン、ノズル、チップシュラウド；
- c. 5. 低圧タービンの“部分品”及び“部品”であって、次のいずれかに該当するもの：
- シャフト及びディスク、ブレード、ベーン、ノズル、チップシュラウド；
- c. 6. このECCNで規制されるガスタービンエンジンのために“特別に設計された”デジタルエンジン制御システム（例えば、フルオーソリティーデジタルエンジン制御（FADEC）システム及びデジタル電子エンジン制御（DEEC）システム）；又は
- c. 7. このECCNで規制されるガスタービンエンジン及び部分品のために“特別に設計された”エンジンモニタリングシステム（すなわち、予知診断、診断、及び健全性）。
- d. から x [Reserved]
- y. 9A619.y若しくは9B619.yで規制される貨物又は9D619.yで規制されるソフトウェアの“開発”、“製造”、動作、据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、又は修復のために“必要な”特定の“技術”。

9E620 極低温の“超伝導”装置のために“必要な”技術であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT、UN

Control (s)	Country chart
NS エントリー全体に適用される。	NS Column 1
RS エントリー全体に適用される。	RS Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1

UN エントリー全体に適用される。 UN規制については、§ 746.1(b)を参照のこと。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない

TSR：適用できない

STAIについての特別な条件

STA：許可例外STAの(c)(2)項（EAR § 740.20(c)(2)）は、9E620のいずれの“技術”にも使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：USMLで列挙される物品に直接的に関連する技術は、そのUSMLのカテゴリーの規制の対象である。

関連定義：ナシ

品目：

ECCN 9A620、9B620又は9D620で規制される貨物又はソフトウェアの“開発”、“製造”、操作、据付、保守、修理、オーバーホール、又は分解修理のために“必要な”技術”

9E990 9A990又は9B990で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“技術”（他のエントリーで指定されていないもの）

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s)	Country Chart
ATは、9A990及び9B990（9A990.aを除く）で規制される装置に係る“技術”に適用される。	AT Column 1

ATは、9A990.aでのみ規制される装置に係る“技術”に適用される。	AT Column 2
-------------------------------------	-------------

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

定されていないものは、番号 EAR99 で指定される。

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9E991 9A991又は9B991で規制される装置の”開発”、”製造”又は”使用”に係る”技術”

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s) Country Chart

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは、ECCNの見出しに含まれる。

9E993 その他の”技術”（9E003で定められないもの）であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s) Country Chart

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用できない。

TSR：適用できない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- a. ローターのブレードのチップクリアランスを制御するシステムであって、設計及び開発データベースに限定されたアクティブ補正ケーシング”技術”を用いたもの；又は
- b. タービンエンジンのローター組立品用の空気軸受。

EAR99 EAR 対象品目であって、この CCL のカテゴリー一又は CCL の他のどのカテゴリーの中でも、他に指